

令和8年第2回江北町議会（定例会）会議録							
招集年月日	令和8年3月3日						
招集場所	江北町議場						
開散会日時及び宣言	開議 散会	令和8年3月4日 午前9時00分 令和8年3月4日 午後4時47分				議長 井上 敏文	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	酒井 明子	○	6	土 渕 茂 勝	○	
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○	
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○	
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○	
	5	三 苫 紀美子	○	10	井 上 敏 文	○	
会議録署名議員	1番	酒井 明子	2番	古 賀 里 美	3番	田 村 康	
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	健康福祉課長	松 田 佳世子	○	
	副 町 長	山 下 宗 人	○	地域づくり課長	宮 本 大 樹	○	
	教 育 長	牟 田 久 俊	○	農業委員会事務局長	本 村 健一郎	○	
	総務政策課長	山 中 博 代	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○	
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○	
	町民生活課参事	武 富 和 隆	○				
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二					
	書 記	百 武 久美子					
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 議 事 日 程 表

▽令和 8 年 3 月 4 日

日程第 1 一般質問

## 一 般 質 問 ( 令 和 8 年 3 月 定 例 会 )

氏 名	件 名 ( 要 旨 )
江 頭 義 彦	1. 小学校 4 年生を対象とした心臓検診の実施を求める 2. 町の相談業務について
三 苦 紀 美 子	1. 花祭村内線地滑り対策工事の進捗状況は 2. 総合排水計画と新聞報道との関係性について 3. 挨拶が飛び交うまちづくりを目指して
土 渕 茂 勝	1. 水道料金引き上げ対応について 2. 補聴器購入の補助について
池 田 和 幸	1. 行財政改革の必要性は 2. 行政が経営できる老人ホームの考えは
西 原 好 文	1. 江北町過疎地域持続的発展計画の取り組みについて 2. 分散型水道、導入支援について町の考えは
田 中 宏 之	1. 高齢者の脳活に役立つ e スポーツのさらなる推進を 2. 学校給食の提供量について 3. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の今後の活用は

---

午前 9 時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和 8 年第 2 回江北町議会定例会会期 2 日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第 1 一般質問

## ○井上敏文議長

日程第1. 一般質問。質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

4番江頭義彦議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

## ○江頭義彦議員

おはようございます。4番江頭義彦でございます。議長より登壇の許可を得ましたので、一般質問に早速入らせていただきます。2問準備しております。スムーズに進むように努力していきたいと思いますが、途中で2問目まで全て終了できるかどうか、ちょっと分かりませんけれども、頑張っていきたいと思います。

では、1問目、表題のほうに出しておりますが、小学校4年生を対象とした心臓検診の実施を求めるといたしております。

本町の小学校4年生にぜひ心臓検診を実施してほしいという願いでございます。

では、読み上げてみます。

日本では、1973年から学校心臓検診が始まり、1994年12月の学校保健法に基づき、小学校1年生、中学校1年生、高校1年生全員に心臓検診が義務づけられています。内容は、心臓の痛みや動悸を感じることがないかを尋ねる問診、手足と胸に電極をつけて心臓が規則正しく動いているのかを確認する心電図検診、聴診器での心音の異常の有無を調べる内科検診の3つを小・中・高、各学年の1年次の毎年新学期の6月30日までに実施するようにと義務づけられております。

その以前は、実施されていないときには、かなり心臓疾患で子供たちが命を落としていたという状況があります。年間100名以上の小・中・高校生が命を落としていた状況にあります。途中、AEDの開発等で大分死者数は抑えられてきておりますが、現在もその約半数ぐらいの子供たちが学校登校中に亡くなるというようなことが起きております。

それで、私も今回、子供たちにこういう検査の実施をお願いしたわけですが、質問に入らせていただきます。

本校の実態について、まず、小・中学生の心臓検診での結果辺りを教えていただければと思います。質問1番、今年度の小学校1年生の検診結果で陽性の児童は何名ぐらいいらっしゃったのかですね。これは6月30日までの実施期間でございますので、昨年ということになるかと思いますが、1問目の小学校1年生で検診結果での異常者の数を教えてください。

## ○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

おはようございます。江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

今年度、小学校1年生の検診で陽性と判定された児童は何名ですかという御質問だと思います。

所見ありと判定された児童については6名、2次検査対象の児童はゼロ名となっております。

以上であります。

**○井上敏文議長**

4番江頭議員。

**○江頭義彦議員**

今の御報告では、所見ありが6名ということでいらっしゃるということで、学年の人数に対して五、六%ということになりますでしょうかね。ありがとうございました。

では、先のほうに進めさせていただきます。

2番ですが、今度は今年度の中学校のほうになりますが、やはり中学校1年生でも実施するわけで、今年度の中学校1年生の検査結果で、小学校1年次で陽性者が再度、中1でも陽性となった事例はございますでしょうか。また、中学校1年生で、新規に陽性と診断された生徒数をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

御質問にお答えしたいと思います。

今年度、中学校1年生の検査結果において、小学校1年生時に陽性と判定された生徒が再度、陽性と判定された事例はありますかということです。

こちらについては、小学校1年生で所見ありと判定された児童が再度所見ありと判定された事例はありません。

また、中学校1年生で新たに陽性と判定された生徒は何名ですかということですが、こちらについては、新たに所見ありと判定された生徒が3名、こちらについては継続観察判定となりますので、次年度に継続観察ということで再度検査を受けるようになっております。

以上であります。

**○井上敏文議長**

4番江頭議員。

**○江頭義彦議員**

ありがとうございました。先ほどの御報告であれば、改善されたと。小学校1年生のときに所見ありが6名あった方たちが中学校ではゼロになったということで、そういうふうを受け取らせていただいているのでしょうか。

逆に、新規に小学校1年生のときは出てこなかったけれども、中学校で、その成長段階で3名出てきたということは、やはりそれぞれ個人的に成長段階も違っているでしょうから、症状が出てきたと、成長の段階で出てきたということで再度陽性になる場合も、小1から中1、今回はないということですが、なる場合もあるし、小1のときは出なくても中1で出るということも、御報告では3名ということで、やはり成長段階ということで個人差といえますか、そういうのが出てきているのかなと思います。

(パワーポイントを使用)それで、今回、私が4年生で心臓検診の実施をお願いしたのは、ちょっと画面出しておりますけど、今心臓検診が小学校の1年生、中学校の1年生、高校1年生で実施されているんですが、小学校が、先ほども御報告ありましたように、成長段階でいろいろ子供たちの体調といいますか、状態が変わっていく中で、1年から陽性者であれば毎年検査が行われると思いますが、小学校1年生のときに出なくて、中学校1年で6年間置いて、また検査があったときに出てくるということで、非常に小学校の間の生活とか心配が、やっぱりそこで発生するわけですね。今回、4年生でできないかということで御提案をさせていただきました。

3番のほうに移らせていただきますが、小学校1年生から次の検査の中学校1年生までは6年間と期間が空くこととなります。発見が遅れたり、症状が深刻化したり、手後れにならないか、懸念しています。ぜひ中間の小学校4年で全員対象の心臓検診を実施していただきたいと思い、今回、御提案させていただきました。では、よろしくお願いします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。牟田教育長。

**○教育長（牟田久俊）**

江頭議員の御質問にお答えします。

小・中学校における心臓検診につきましては、議員御指摘のように、1994年に学校保健法施行規則の改正に伴い、翌1995年から小学校1年生、中学校1年生及び高校1年生に義務づけられております。

なお、同法施行規則第7条第5項6号において、小学校の第2学年以上の児童、中学校の第2学年以上の生徒については心電図検査を除くことができると規定されており、入学時以外で実施する義務はございません。

現状では、小学校1年生で心電図検査を受診して、所見ありと判定された児童は、専門医療機関等で精密検査を受け、医師からの運動制限などの生活管理や経過観察を受けます。その上で、2年生時に新入生と一緒に心電図検査を再度受診しています。また、所見ありになれば、3年時、4年時にも同様に繰り返し受診することになります。医師による経過観察が解除されるまで毎年度検査を受けることになります。

もちろん議員御指摘のように、3年に1度、心電図検査を実施している自治体もありますけれども、心電図検査が始まった約30年前と比べまして、近年では心電図検査の判定精度の向上やAEDの普及によりまして、学校での心疾患による死亡率は大きく改善されております。例えば、検査前の平成元年の186人に対して、平成24年のデータでは46人と4分の1まで減っております。その大きな要因がAEDの普及によるものと判定されておりますので、特段、心電図検査の必要性が高まったという状況ではございません。

こうしたことから、現時点では小学校4年生で全員に心電図検査を受診させる必要は低いものと考えております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

4番江頭議員。

#### ○江頭義彦議員

ありがとうございました。今丁寧に御説明していただきましたので、4年生である必要がないということは、やはり毎年、子供たちはやはり成長をしておりますし、体の中も本当に変わっていているわけです。

先ほど、死者も、亡くなる人も半減していくわけですが、そのAEDの普及等で減ってはおりますが、やはりそれがゼロということは今現在もないわけで、貴い命をやはり落としてしまうというのが、現に今も小中高でそれぞれ20名ずつぐらいの児童・生徒が亡くなって

いるのは事実でございます。実際、そこにいる子供がやはり命を落とすと、これに勝る悲しみは、御家庭や保護者にとっては、本当に昨日まで元気になっていた子供が今日はもういなくなると、そういうことをやっぱり味わうというのは耐えられないようなことだと思います。

AEDも学校に備えてあると思いますけど、AEDについても学校で1つ、2つ、3つぐらいは恐らく必要ではないかなと。状態を発見してAEDを取りに行き、AEDを本人につけるというまでには、最少でも2分以内ぐらいでつけないと亡くなってしまうとなっておりますので、本校の小・中学校にはAEDが何台あるかという質問は、今回は出していませんけれども、そしてAEDを設置する場所ですね、例えば、グラウンドで運動授業中、部活の途中、体育館での部活の途中とか、体育の授業の途中とか、または普通教室で授業中であるとか。ですから、AEDの設置場所等も台数や設置場所等も、ぜひ今後、再点検をお願いしたいと思います。

私が今回、ぜひ4年生で専門的な視点でして——医者、校医ということになりますけれども、いろいろ把握をしておくことは、本当に非常に大事じゃないかなと思っていて、いろいろ自治体、佐賀県では4年生で心臓検診をしているところは見つけ切れませんでした。

でも、今回こういうテーマを持ちましたので、いろいろ調べてみましたら、意外と4年生でやっているところは多いんです。

(パワーポイントを使用) ちょっと御紹介させてもらいますけれども、今画面のほうに出しておりますけれども、私がちょっと簡単に、詳しく調べたわけでもございませんけど、ちょっと調べただけでも、実は小学校4年生で実施している自治体は、九州では熊本県がございました。それから、その画面に出してはいますが、神奈川県、兵庫県、長野県、岐阜県、栃木県、群馬県、石川県、これは全国的な傾向として、下に書き上げておりますけれども、義務化されていない4年生で——小学校の4年生は義務化はされておられません、お話があったとおりですね、義務化されていませんけれども、全国の自治体の約30%、これは三十数%だったと思いますが、やはり全国的には調査がっております。それで、全国の各県のデータも調べてみましたら、かなりの全国47都道府県の半数以上は、実際は小学校4年生で心臓検診をしている、そういうデータを見つけました。佐賀県は非常に、ちょっとゼロということでしたので、医療が進んでいないというか、遅れているのかなあという、そういう気持ちにもちょっとなりました。

それで、今回、ほかのところがしていなくても、本町独自でも4年生のほうに心臓検診

を、異常がなくて、ちょっと当たり前で——当たり前というか、これはいいわけで、途中、小学校1年生から中学校1年生の、小学校1年生で引っかかった場合はですよ、やはり経過観察が出てきますけれども、小学校1年から中学校1年生になるまでに途中で異変が、やっぱり個人の体に異変が、成長段階ですから必ず現われると思います、異変がですね。ですから、せめて4年生の時点ででも1回しておけば、命を落とす子供を1人でも出さないというか、本町のことを自慢するわけではないですけども、やはり本町はスローガンとして「子や孫に誇れる郷土 江北」と掲げておりますしですね。

実は、先月の27日の佐賀新聞を拝見したときに、本当にぜひ私も小学校4年生のお話を今日出したいと思って、これを保存しておりました。ちょっと紹介させてもらおうと「江北町、当初予算案79億円 がん検診、予防接種を無料化」と。これが大きな見出しでですね。中身は、ちょっと読み上げますと、「がん検診や定期予防接種を無料化する。3月3日の開会の定例町議会に提出する。主な事業は、がん検診、特定検診、30代の国保若者健診、高齢者へのインフルエンザ、带状疱疹などの定期予防接種の自己負担額を無料化する事業に1,135万円を充てる」と。そういう内容でございました。

私も、心臓検診を4年生で、ぜひ途中6年間空く前に1回入れていただくと本当に命が救われる子供たちが出てくるんじゃないかなと思ひまして、予算のお話をしましたので、心臓検診が1人当たりどのくらいかかるかなあと。やはり1人5千円ぐらいで校医さんからできるんじゃないかなと。できそうなんですよね。5千円掛ける児童・生徒が1学年100名だったとすれば、50万円の額で、今までしていなかった4年生に検診ができるんじゃないかなと、そういう気持ちに駆られましたもので、御意見をいただきたいと思ひます。

#### ○江頭義彦議員

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

江頭議員からは小学校4年生を対象にした心臓検診の実施をということで今回、御質問いただきました。

教育委員会に対する御質問だと思いますけれども、通告書には町の考えをということでありましたものですから、少し私なりの受け止めをさせていただきたいと思ひます。

物事をいろいろ考えるときに、人それぞれ考え方あると思ひます。よくあるのが、特に役所なんかは前例踏襲というんですか、今までやってきたからこれからもやるとか、昔はこう

だったから今からもこうだとかいうのが、いわゆる前例踏襲です。ただ、御存じのとおり、今大変、時代の流れも、変化も大きくて、逆に今まではやってきたけれども、今からはやらない、逆に、今まではやってこなかったけれども、これからはやるとか、また、今までやってきて、これからもやるけれども、やはり姿形は変える必要があるというふうな時代に今いるという認識、基本的な時代認識に自分は立って、これまで、ちょうど10年になりますけど、町政を担当させていただきました。

私はどういうふうを考えるかという、もしかすると少し教育委員会と違う考え方をすることもできません。

さっき御紹介あったように、現在実施されているのは小学校の1年生、中学校の1年生、高校の1年生。ということはですよ、恐らく私なりの考えでいけば、小学校で子供さんを預かる、中学校で子供さんをまず預かる、その際に一番最初に健康状況の把握を適切にしておかないと、ひょっとして自分たちが預かっているこの何年間かの間に、どうにかなると、責任問題にでもなったら困るということなので、多分、まず自分たちがお預かりするときには、子供たちの健康状況をきちんと把握しておいたほうがよいというふうな意味合いも、もしかするとあったんじゃないかなと思ったりするわけです。

そういう中で、今回、議会の所信表明の中で、江北町も改めて義務教育学校の検討を再開しますということで宣言させていただきました。

義務教育学校になると、小学校中学校9年間になるわけです。そうなってきたときに、今までの小、中別であったときと同じような考え方でやっていいのかということなんです。

もし仮に、もちろんそんな考えではないと思いますが、義務教育学校9年間ならば、最初に1回すると9年間検査をしなくていいかという、当然そうではないし、今回、義務教育学校を当初検討するに当たって、いろんな要因がある中の一つが、やっぱり子供の早熟化ということもありました。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、昔の6年生ぐらいだったのが、今もう4年生ぐらいで、やっぱり体の成長も早いというかな、やっぱりそういうことにも着目して、切れ目なくという意味で義務教育学校ということも考えていかなければということでスタートをしたところでありまして、今回、古賀議員から御質問いただいているように、4歳児段階での健診をとということで御質問いただきました。これも、そうしたいろんな時代の変化であるとか、やはりニーズに応えた中での取組だと思っておりますし、実際、実施している自治体もあるからですね。

だから、やっぱりそういう観点でも考えていく必要があると思っていますし、もう一つ別の面でいけば、さっき予算の話がされましたが、御存じのとおり、江北町は県内で2番目に小・中学校の給食費の無償化を導入しました。予算的には大体5,000万円ぐらいに多分なっているんじゃないかなと思いますが、今年4月からは小学生については、国の措置として給食費が無償化をされます。恐らく江北町では3千数百万円ぐらい今まで独自にお金をかけてやっていましたし、今度、来年から中学校も始まりますということになると、考えようによっては、今まで5,000万円ほど江北町の子育て支援について、ほかの町に先んじて町独自で財源を準備してやっていたわけですね。変な話、これを使わなくてよくなるわけですよ、国がやってくれるわけですから。

それだったらですよ、この5,000万円をいかに今度は江北町の子育て支援を先んじるための取組として何に使うかというふうな視点が大事だと思っていますし、本来ならば、この4月からでも、それに代わるというんでしょうか、やはりこの新しいお金の使い方というんですかね、そういうこともやっぱり考えて、当初予算としては上げるべきだったなと思いますけれども、内部ではもちろん検討はしておりますが、予算的な意味合いでいくと、じゃ、その5,000万円を原資に、今度は子供たちに対してどんなことがしてあげられるだろうかというふうに、やはり私は考えますし、本来的には教育委員会としても、やはりそういうことをやっぱり考えてもらったほうがいいんじゃないかなあと思います。

先ほどの話でいけば、今まで法律では実施するようには書いていませんし、今までも実施していませんし、AEDが発達をしましたからというふうなことでありましたけど、ただですよ、AEDというのは発作が起きてからの話です。でも、検診というのは、まずそれを未然に防ぐための予防のためにと、早期発見のためということなんじゃないかなと私は考えますので、果たしてその一刀両断、実施しませんというふうに言っているものだろうかとは私は思いますし、少なくともその予算という意味でいけば、原資という意味でいけば、実は江北町としては、これまでに給食費の無償化に使っていた原資という意味ではあるんじゃないかなと思います。

先ほど全国の事例を御紹介いただきまして、約30%が何らかの形では4年生段階でやっているということでしたけれども、そこは、30%やっているからやると言っているのかどうかも、これも実は検証する必要があると思います。

以前の一般質問で、在宅介護の慰労金をというような御質問いただいたことがありました

けれども、これはやっぱり今実は慰労金を出しているところが減ってきています。それはなぜかという、民間の介護関係の事業者が増えたから、それが減ってきていると我々は分析をしましたものですから、今の現在のところを輪切りにして、30%やっているからやったほうがいいのかどうなのか、それもやっぱりトレンドというのがあるんだろうと思います。昔は50%ぐらい実施していたが今30%になっているということであれば、何らかの要因でなくなっているということだと思いますし、昔は10%ぐらいしか実施していなかったのが今30%ぐらいやっているということであれば、多分、今から増えてくるだろうという、そういうやっぱりこれがまさに時代の流れとか、変化とかいうふうなことなんだろうと思います。

我々ももちろんプロですから、こんな言い方するとあれですけど、議員の皆さん方から言われなくても、そのくらいのことは全てやっていますよという意気込みではやっています。ただ、残念ながら我々に欠けた視点であるとか、足らざるところがあるものですから、こういう一般質問を通じて、なるほどなと、ちょっとそこは我々もノーマークだったなと、通告をいただいたんだったら、これを機会にやっぱりしっかり調べてみて、もし必要だったらやろうという姿勢では望んでいるつもりであります。

ですから、これまでやっていないからということだけではないかもしれませんが、単純にやらないと、もしここでやる必要がない、やっちゃいけないということであれば、明確にそう答弁しますが、そうでなければ、ここは少しやっぱり研究をしたほうがいいんじゃないかなと。予算的な意味でも、そういう今の時代の流れであっても、さっき含めて、やっぱりそういうことが我々が自分の仕事に真摯に向き合う姿勢だと思っておるものですから、教育委員会が答弁担当ではありましたけれども、私の受け止めという意味でいけば、先ほど申し上げたようなことに少なくとも検討の余地ありと私は思っております。

以上です。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

#### ○教育長（牟田久俊）

江頭議員の再質問にお答えいたします。

江頭議員が御指摘のように、途中の4年生で心臓検診を実施したほうがいいのではないかとということについては、やはり回数が多いほど抽出率が高くなるというのは間違いありません。

一方で、先ほど町長が申し上げましたトレンドということで申し上げますと、議員御指摘の30%というのは、我々も調べましたところ、平成10年度、つまり28年前の調査結果でありまして、当時、この法改正に伴って心臓検診が義務づけられたときに、医師会のほうから4年時でも実施してはどうかという提言があっております。それを受けて、30%近くの自治体が4年時の心臓検診を開始したと。その後のトレンドを調べましたところ、33%まで増加しております、平成13年に。この時点での状況というのはAEDが一般化されておられません。つまり、AEDが医療従事者しか使えない。救える命が心臓検診しかなかったわけです。命の重さというのは十分承知しておりますので、どうやって子供たちの命を救うかというのは一番大事な観点だと思っておりますけれども、当時、一気に33%まで増えた状況としては、そういうAEDがなかったと、一般人が使えなかったという事情があることもあると思います。

その後、どんどん増えていくかなと思っておりましたけれども、佐賀県はじめ福岡、長崎、宮崎、熊本、大分と、全てゼロでございます。

そういった状況を考えると、やっぱり4年生時の心臓検診の有効性が問われたと思います。統計データを見ても、小学校1年生時と4年生時の抽出率は、有所見率はほとんど変わっておりません。もちろん出入りはありますけれども、当時、やっぱり4年生、5年生になると社会体育で激しい運動をして、スポーツ心臓等が懸念されておりましたので、当然、4年生時の心臓検診が増えていくかなと思っておりましたけれども、佐賀県をはじめとして、実施しないところが大半でありました。もし有効であれば、法改正をして、4年生だけではなくて全ての学年で心臓検診をとという声が上がっていったと思いますけれども、途中で、議員御指摘のように、AEDが一般人でも使えるようになりまして、教職員我々も含めて、江頭議員もそうでしょうけれども、AEDの研修を毎回受けております。いつでもAEDを装着できるような体制を取って、死亡率の減少に努めてきたところでございます。

だから、絶対しないということではなくて、そうやって毎年校医による内科検診も実施しております。保護者からの問診票も出してもらっております。そして、有所見者については毎年追跡調査をして、運動制限をして、体育時にも気を使っているということもございしますので、調査研究は引き続きしたいと思っておりますけれども、現時点でのトレンドとしては、そういう追随する自治体がないものですから、ないからしなくていいということではありませんけれども、科学的な根拠がまだ乏しいということがございまして、むしろAEDを迅速

に使えるような研修であるとか、あるいは心臓検診を1人残らず受診していただいて、取りこぼさない取組が必要だと思っております。

心臓検診をはじめとする毎年の健康診断については、不登校の生徒をはじめ一人一人声をかけて、江北町では小・中学校ともに全員受診をしております。教育支援センターこあらに通っている子供たちも、検診がある日は指導員が引率をして受診させるなど、かなり気を使っているところでございます。

引き続き、子供たちの安心・安全、そして命を守る取組をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

先ほど答弁をした牟田教育長の答弁を私も支持したいと思います。

今私も教育長の答弁というのは今日初めて聞いて、そういうことだったら、そう前向きに、江頭議員の御質問をいただいて、じゃ、早速今日から始めますみたいなことではないなという印象を持ちましたものですから、ぜひそこはしっかり教育委員会を代表して、また自分の、ある意味、何を置いても答弁をしていただいたらよかったかなと思いますし、少なくとも先ほどの答弁については、私も了といたしたいと思います。

以上です。

#### ○井上敏文議長

4番江頭議員。

#### ○江頭義彦議員

ありがとうございました。今AEDの話も出てまいりました。それから、やっているところが少ないというようなことで受け取られたのかなあと。私は、この三十数%のやっている県があったということで、佐賀県は何とこういう医療関係に対して無頓着と言ったら失礼ですけど、そういう何か手だてが取れないのかなあと思いましたし、AEDも、実際、学校に何台あるか、それからAEDを使える職員が何名いるか、それによってもかなり違います。

それで、それぞれ本校の場合は、そしたら小学校、中学校にもAEDをグラウンド、それから校舎、体育館、やはり最低でも3台は、今ちょっと何台あるか確認しておりませんけれ

ども、設置をしていただきたいし、先生方の全員がそういう子供たちへの対応をですね。それが今の時代の流れで、どこでもそうされていますけれども、現状としては、やはり小・中・高の子供たちが、以前は120名ぐらい毎年亡くなっていたんです。今は、五、六十名が亡くなっています。それは、もうそれ以上ゼロには、やはり人間が行うことですから、ゼロには達しません。それから、心臓検診も元を言えば、やはり人がするわけですね。それがびしっと赤か黒かとか、白か黒かとかに分かれるわけではございません。その間の非常に微妙な中間点にいる子供たちもたくさんいるわけですね。ですから、これは学校管理下の2025年ですけれども、小中高で、これが学校の中ですよ、学校の中で年間五、六十名は心臓突然死を起こして死んでいるのが現状なんです。

ですから、ほかのところがしていないからとか、そういうんじゃなくて、私もちょっと予算のことで申し上げましたけれども、これだけの予算をいろいろ、やっぱり健康面とかにもかけていただいておりますし、やはり子供たちは、本町の先ほどスローガンにもありましたように、やはり町の財産というか、町の宝だと思いますので。

1つだけ紹介して、これでもう終わりますけど、これは島根県が取り組んだところで島根県の医師の人が書いた文章でございますが、1995年、小・中学校及び高等学校の各1年生を対象に全員、心電図検査が義務づけられて、今日の心臓検診体制が確立しました。しかし、小学1年生から中学1年までの6年間の間隔では、軽症の先天性疾患や成長に伴って——成長に伴ってです、ずっと毎年成長していくわけです、子供の体も、中が変わっていくわけですね。成長に伴って発症してくる。1年生、小1でして中1だったら、途中発症したのは分からないじゃないですか。成長に伴って発症してくる心筋症や不整脈等が、その間チェックされずに6年間放置されるおそれがあるなどの問題点が指摘されてきたと書いてあります。そこで、小学校4年生を加えて検査対象とすることにより、3年間隔での心電図検査を実施することができ、よりよい成果を上げている。新たに発見された心疾患のほかにも、もともと指摘を受けていた疾患の増悪、あるいは警戒で管理指導が変更された例も、3年間隔の検査は非常に有意義であると評価されていますということであります。

私も専門家ではありませんので、もうこれ以上のことは申しませんが、現状とこれからの子供たちを含めたまちづくりと、本当に何か一町民としてお願いといいますか、自分にはできないものですから、こうやって一般質問を出して皆様の御意見を出していただいて、よりよい江北町または子供たちのためにという思いでいたしましたので、何かここでも、こ

の会は終わりですと、この課題についてはもう終わりと切ってもらうのは、非常に寂しい思いがいたします。

では、2問目に入ります。

町の相談業務についてということで、防災無線を通して、あしたは何々相談がありますとの放送をよく耳にします。いろいろな相談を実施して、町民のことをいつも気がけていただき、本当にありがたいと思っています。また、放送を聞きながら、どのような方が利用されているのか、相談はどんな方が聞いてくださるのか等の思いを巡らせています。心配事や困り事があり、本当に相談が必要と感じている方には、せっぱ詰まった状態になる前にぜひ相談に行ってほしいと思っています。覚悟を決めたら一歩前に踏み出してみようと自分にも言い聞かせている言葉でもあります。

では、1問目です。

町の相談業務について、町で実施している各種相談にはどのようなものがあるか、教えてください。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

#### ○総務政策課長（山中博代）

おはようございます。江頭議員の2問目の御質問にお答えしたいと思います。

町で実施している各種相談はどのようなものがあるかということでございます。

各課に照会をいたしましたけれども、全部で11事業ありまして、5つの課にわたっておりますので、総括して私のほうでお答えをしたいと思います。

町で実施している11の相談事業については、おのおの制度に基づき実施されているものがございますけれども、このうち町が実施主体であるものが6事業、町以外の機関が実施主体となっているものが5事業ということで、合計で11の相談事業が町で実施されているということでございます。

また、それぞれ誰が相談対応をしているかということでございますけど、町が実施主体となっている6つの相談事業の主なものとしては、確定申告受付相談、乳幼児相談、女性相談などございまして、これらの相談は町の職員が対応しているというものでございます。それ以外、町以外の機関が実施主体となっている5つの相談事業については、主にですけれども、行政相談、人権相談、消費生活相談などございまして、行政相談については総務大臣

から委嘱を受けた民間の無報酬のボランティアの方、人権相談は法務大臣から委嘱を受けた民間の無報酬のボランティアの方、消費生活相談は消費生活相談員の会さかの相談員の方となっております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

4番江頭議員。

#### ○江頭義彦議員

相談業務についてお話ありましたけど、現在、そういう相談に対して、例えば、毎週あっているような相談もあるかと思いますが、利用状況について、教えていただければと思います。

最後の質問も続けてですが、役場、庁舎内で相談されるのか、例えば、なかなか車もなく歩いてこられないという方に対して、相談者宅へ出向いて相談を受付していただけるのか、また、区の公民館や公共施設等での出張相談も受けてもらえるのか、お尋ねしたいと思います。

今大体、相談で高齢者が多いのかなと思ひまして、町内で高齢者の単身世帯が多い地区を同僚議員が調べてありましたので、使わせていただいております。一番多い地区が上惣で76世帯です。それから、こういう方たちが単身世帯でいらっしゃるの、相談業務について、何かいいアドバイスがあればと思ひまして、資料を掲示させていただきました。

以上です。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

私のほうが答弁をさせていただきますけれども、各種相談の実施回数ということですが、先ほど御紹介した全ての相談についてここで申し上げるのには少し時間がございませぬので、主なものということで2つ御紹介をしますと、例えば、消費生活相談、これは年36回、延べ108回、月3回、火曜日に実施されております。実際の相談者数は68件であります。

もう一つ、御参考までに申し上げますと、法律相談、こちらは年12回、第3水曜日に行われておりまして、36回延べ行われて、利用者は65件ということです。

先ほど、独居世帯の数字を御紹介いただきましたけれども、恐らく御質問の趣旨は、なか

なか相談に行こうにも行けない人たちがいると、そういう方たちにはもっと近いところで、場合によっては自宅でもという御質問の趣旨かと思えます。

そうしたお気持ちそのものは私も共感をさせていただきますが、先ほど課長が御紹介したように、これが国のいろんな制度や法律に基づいて実施されておるものでありまして、町独自のそうした取扱いといえますでしょうか、運用が可能なものもあれば、可能でないものもあります。可能なものでしたほうがよいというものは、これからもまた取り入れていきたいというふうには思いますが、一方で、おととしでしたか、保護司の方が御自身の保護対象の方を自宅に呼んで、その保護対象者から殺害をされるというような大変痛ましい事件が起きましたし、最近では差押えに行った先で、それこそ刺されるというふうなことがあったりもしております。もちろん江北町にそんな方はおられるとは思いませんけれども、やはり単純にというと恐縮ですけれどもね、わざわざ行けない方がおられるから、できれば自宅にもということも、先ほど言ったような、いろいろ制度的な要因もありますし、それ以外のいろんな社会的な要因も含めて考える必要があるだろうと思えます。

江北町の役場では、今相談室とあって、ほかの目を気にせずプライバシーに配慮して相談を受けられるような部屋も準備をしておるのは御存じのとおりだと思いますし、いよいよこの4月から町営タクシーも実施いたします。もし移動手段がなくて役場に相談に来られないということであれば、ぜひ町営タクシーも御利用いただきたいと思っております。

以上です。

**○井上敏文議長**

4番江頭議員、時間です。

**○江頭義彦議員**

ありがとうございました。私も今回の町営タクシーについて、ぜひ区の老人の方々には会員になっていただいて、町営タクシーを御利用いただけるようにと、ひとつ思ってお話をさせていただきました。

以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

**○井上敏文議長**

4番江頭義彦議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前10時1分 休憩

午前10時10分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

5番三苦紀美子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんおはようございます。5番三苦でございます。通告に従い、これから質問させていただきます。

まず1問目、令和7年度花祭村内線地滑り対策工事の進捗状況についてを質問させていただきます。

令和3年8月豪雨により発生した地滑り対策について協議を重ねてきた結果、令和7年7月18日、議員例会において今後のスケジュールとして、令和7年から令和9年度において復旧工事実施との説明を受けました。その後、令和7年9月議会における産業厚生常任委員会においてスケジュールに関する質問で、本年度は工事準備のため伐採工事を行う予定との回答だったと思います。現地に赴くたびに通行止めの解除が現在のところ未定との看板を見ては非常に残念な思いをしておりました。一日でも早い開通をとの思いで2月15日、伐採の状況を確認のため現地へ出向きました。道路沿いの伐採は確認できましたが、工事範囲の伐採は確認できませんでした。

ここでお尋ねいたします。

1問目、令和7年度伐採工事は実施されたのでしょうか、お答え願いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁願います。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

おはようございます。1問目の三苦議員の御質問、花祭村内線の地滑り対策工事の進捗状況はということであります。

令和7年度予定の伐採工事は実施されたのかということでもありますけれども、町道花祭村内線道路災害復旧工事につきましては、9月の補正予算で800万円の工事請負費と、6億900万円の継続費について議決をいただいております。現在まで伐採工事は実施しておりません。

理由といたしましては、国災害査定の保留解除が12月9日に通知をされております。その

後2月16日に入札、2月24日に仮契約、今議会で工事の契約締結に関する議案を提出しております。議決後に事業着手する見込みであります。議会議決後の伐採工事となりますので、9月補正予算に議決いただいた800万円の工事請負費につきましては、全額を令和8年度に繰越します。

一連の内容ですけれども、7月の議員例会で工事内容等の説明をいたしております。また、スケジュール、今後の見込みについては、11月の議員例会でも随時議員の皆様には情報共有をいたしております。

以上であります。

#### ○井上敏文議長

5番三苦議員。

#### ○三苦紀美子議員

ありがとうございました。本当にどなたもお待ちでございますので、一日でも早く実施していただくようお願い申し上げます。

それでは2点目、令和7年7月27日の地元説明会が開催されていると思いますが、その内容、どのような意見が出たのか、説明をお聞かせ願いたいと思います。よろしくどうぞ。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

#### ○地域づくり課長（宮本大樹）

三苦議員の御質問にお答えします。

7月27日に花祭公民館で災害復旧工事に係る地元説明会を実施しております。地区の役員を中心に8名参加されております。町からは地域づくり課の課員、設計に関わったコンサルタント業者、また、田中議員も説明会のほうには参加いただいております。

地元説明会で出された意見につきましては、5点ございました。1点目は、工事がいつ終わるのかということですが、これにつきましては、令和9年度中に完了するということでお答えしております。2点目に、周辺のため池の水が抜けたりはしないかということですが、コンサルタント業者に確認したところ、ため池の水には影響はないということをお答えをしております。3点目、雨水の流末がどこになるのかということですが、これにつきましては木下ため池が流末になるとお答えをしております。4点目、集落内を工事車両が通行するというので安全運転に注意をしてほしいという御意見がござ

いました。これにつきましては施工業者に安全運転の要請をしたいということで回答しております。5点目、集落内道路が劣化した場合の対応はどうするのかということでありましたけれども、工事が完了後、劣化があれば、そこは対応したいということでお答えをしております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

5番三苦議員。

#### ○三苦紀美子議員

ありがとうございました。とにかく大変なお仕事だと思いますけど、現地の人が会うたびに、まだですか、どうされるんですかと言われて、私も本当に力がない議員なものですから、反省をしておりますが、ぜひ今の予定どおりに進むことをお願いしておきたいと思います。何となくあそこを通るたびに少し悲しい思いがするんですが、やっぱり人間も元気が一番、やっぱり道路等も事故のない災害のないのが一番だと思いますので、ぜひぜひ大変でしょうが、天災等特段の事態が生じない限り必ず令和9年度完了を厳守していただきたいと強くお願い申し上げて、花祭村内線地滑り対策工事のことはこれで終わらせていただきます。

それでは、2点目に移らせていただきます。

総合排水計画と新聞報道との関係についてでございます。

令和3年11月14日付、佐賀新聞に、県は本年度から流域治水に取り組む調査費用を補助し、唐津市と白石、江北の3市町が調査を進める。地形や浸水箇所、クリークなど、事前放流の治水効果を数値化して分析し、対策の方針や内容を決める判断材料にするとの内容が掲載されてきました。直後の12月議会において豪雨災害に対する対策、対応等はどの議員の問いに、これからの町の安全・安心を確保するためにも河川改修、強制排水、事前排水、内水氾濫対策、不要湛水の提言を含めた新しい時代の総合排水計画を令和3年度中に策定するという心強い回答で安心した次第です。令和3年3月に策定された総合排水計画には、12月議会答弁内容を踏まえて策定された総合排水計画及び補助を受け実施された調査分析の結果が反映されていくものと思っていましたが、反映されていなかったように思います。早い時期の安心・安全なまちとなることを心より切望する次第です。

改めて申します。新聞記事では地形や浸水箇所、クリークなどの事前放流の治水効果を数値化して分析し、対策の方針や内容を決める判断材料にするとされていることを受けお尋ね

したいと思います。

なお、調査分析は令和3年度実施されたと伺っております。

1問目、調査結果をどのように活用されたのか。2問目、事前落水の水深について、幾度も数値で示すと言われながら示されないようですが、いつ示されるのか、お答え願いたいと思います。3問目、令和6年3月議会、私の質問において内水解析をすることは数値的に調査することではなく、町の水の流れをきちんと把握していく必要があると答弁されています。2年が経過しています。調査されたのか、されたのであれば調査結果を総合排水計画にどのように反映されるのか、お答え願えればと思います。よろしく願いいたします。

### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

### ○町長（山田恭輔）

三苦議員からは、総合排水計画と新聞報道との関係性についてということで、先ほど個別の御質問をまとめていただきましたので、まとめてお答えをしたいと思いますけれども、御存じのとおり江北町は令和元年、3年等の大雨の被害を受けて事前排水ということを江北町の災害対策の一つの大きな柱として、それこそ住民の皆さんにも御協力をいただいて現在取り組んでおるところであります。そうしたことの中で協力いただいている方からの意見といましようか、としておっしゃるのが、特にやっぱり人が替わったりすると、今までは経験でこのくらい落としておこうかというようなことでされていたところが、実際どのくらい落としたりいいものなのかという目安というんですかね、数値、何か確たる何ミリとかということではなくて、というところはやっぱりなかなか分からないというふうな悩みをお聞きいたしております。ここについてはやはり一定の目安といましようか、やはりそういうものは探っていく必要があるということで排水対策協議会、また、連絡会などでもお話を今しているところでもあります。

平野部についていえば幸いといましようか、筑水があるものですから、万が一それでちょっと落とし過ぎたという言い方はよくありませんけれども、としてもそういう代替の水というのがあるわけですけれども、ため池はそれがありませんから、さらにもっとシビアになるということで、先ほど御紹介いただいた令和3年11月14日の新聞に載っていた県の予算を使ってというのは、江北町はため池についてシミュレーションをさせていただいたところでもあります。

結果としては、これも共有はさせていただいていると思いますけれども、例えば、山口新堤でいきますと、約150ミリの雨が降るならば約4割、1.6メートル程度は落としても水は復元するということは計算上ははっきりしましたが、やはりそういう数値というよりも私は心理的な要因というのがやはりあるんだろうと思います。これまで江北町もかつては渇水に見舞われたこともありまして、やっぱり一回落としてしまうと、ひょっとしたら降らないとすれば、やはり水が復元できないという、やはり心理的な要因というのが一番私は、特にため池については多いんじゃないかなと思います。平野部についていえば、先ほど申し上げましたように、ある程度筑水のカバーができるという前提でいえば、多分まさに今、トライアル・アンド・エラーはされていないと思いますけど、このくらい下げたら実際こうだったという、まさに今経験を積んでいただいて、その中で具体的な目安というのを探っているのが今の現状じゃないかなと思います。

ただ、御存じのとおり、今は水不足、ちょっとこのところは少しまとまった雨が降りましたけれども、今日も地域づくり課長から今日現在の嘉瀬川ダムの水位についても報告がありました。これまでずっと減少傾向だったのが今のところ一回下げ止まって、ちょっと水位としてはレベルは下がってはいないというところまでは来てはいますけれども、まだまだ足りない状況です。先ほど申し上げましたように、平野部は筑水があるとはいえ、こうしたような、いわゆる渇水といいたいまいしょうか、やっぱり水不足ということになると、先ほどため池で言いましたように、やはりこの心理的な要因というのが物すごくやっぱり影響するんだろうと思います。八町地区をはじめとして、かつては水がないということだと思うような、やはり耕作ができなかったという我々経験があるものですから、どうしてもそこについては明確に、これだけ雨が降るんだから、これだけ下げてくださいと、じゃ、これだけ下げますみたいなことにはならないということなので、ここ、もう何年なりますかね、今こうやって町を挙げて取り組んでいる事前落水を実際重ねることの中で、そうした一定の数値的な目安であり、また一方で、そういうやっぱり心理的な要因の払拭まではいかないと思いますけれども、何ていうんですかね、対応ということになるんじゃないかなと思っております。ですから、やはり1にも2にも実践ということだと思えますし、そのために町もしっかりこれからも取組を進めてまいりたいと思っているところであります。

以上です。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

### ○三苦紀美子議員

御答弁ありがとうございました。私も1から10までしっかりと学んでいるわけじゃないので、町民の方から、やっぱりどうなっているのと聞かれて、もっともっと足を突っ込んで学ばなくちゃいけないなと思っているところです。何かやっぱりもう少し町長ね、見える説明というか、日頃がですね、この議会で言うからじゃなくて、何か皆さんがわざわざ課長のところとか町長のところとかには来られないかもしれませんが、やっぱりどうなっているかと聞かれたら、私たち議員10人にも答弁する責任がありますので、ちょっとこのことについては、私はどちらかという子供とかお年寄りのためにというような働き方をしているものですから、ちょっと聞かれた場合困る部分がありました。今皆さんに分かっていただければと思います。

そして、事前落水の水深について幾度も数値で示すと言われながら、まだ示されていないような感じがします。発言としてここにコピーしてきていますが、数値を示してルール化する必要がある、事前落水のタイミング、ルール化や関係者による協議会設置と協議を進める、ため池や水路の事前落水で連携体制を整えた、上流から下流まで関係者が集まって、手順や体制などを確認した、落水のデータ化を図り適正量を把握する。また、令和5年12月議会で排水対策委員会の協議内容はについて事前落水要請のタイミング、連絡体制について、各ゲート管理者の事前落水の可否、事前落水の効果と課題、これは西原議員だったと思いますが、改めると、令和6年6月議会でも12月議会後の各課の取組はについて、事前落水を水路ゲートの操作員の方々に組織的に取り組んでいただいている。令和6年6月議会、目的達成のために行政は事あるごとに、上下流の水利委員の方々と連携を取りながら事前落水に努めていると説明がございました。事前落水というものを対策の一つに挙げているけれども、どのくらい水を落としたらいいのかという検討が分からない指摘をいただいております。令和6年9月議会で、機場の整備ではなく排水ポンプ能力強化すべきではということで、内水被害を止めるための取組の一つが事前落水であり、この取組は有効であると思っているという、こういう意見が出ておりますので、再度、もう一度、元に戻ってじゃないんですが、再度の検討をしながら町民の方に見える政策をぜひ打ち出していきたいと思っております。

ということで、たくさん説明して返答いただきましたけれども、やっぱり私も全てが分かっているわけではないので、町民の皆さんにおわびするとともに、これからは開かれた

ももっともといい行政であることを町長にお願いして、このことについては終わりにしたいと思えます。

挨拶が飛び交うまちづくりを目指しということでございますが、令和7年6月議会でも質問させていただきましたが、交通安全母の会の自分にできる活動として毎朝通学路に立哨を続けている中で、小・中学生の挨拶の充実と継続を求める運動を毎朝毎朝やっているところですが、なかなか元気な挨拶が返ってこないのが現状です。下級生には元気、おはようのタッチをしたり、ランドセルに小旗でおはようタッチしたりで遊びながらの挨拶運動をしているんですが、以前よりか元気におはようが返ってくるようにはなりました。でも、まだ上級生、中学生はちょっと足りないかな、お友達とお話のほうが先で、私のおはようございますの声は耳をなかなか傾けてくれようとしません。

前教育長は、小学校では挨拶は基本的な生活習慣の一つとして道徳教育の中で人との関わりに関する事として指導している。中学校では挨拶は社会生活の基本であり、授業の開始、終了、部活動のときなど、折を見て指導をしていると答弁していただきました。

挨拶は基本的な生活習慣の一つ、挨拶は社会生活の基本との基本的な考え方が継続していく指導の在り方について真剣に検討していただいているのか少し疑問に思っております。しっかりと指導をしていただきますよう再度ここでお願いしたいと思えます。その結果が家庭内、町なかでも挨拶が飛び交うまちになるのではないかと期待するものです。

私の子供時代には、かなり古いんですが、道路で会ったりとか隣のおばさんに挨拶をしないと母親に家でかなりひどく叱られました。そのときは何でという気持ちで泣いたときもありましたが、今となっては、ああ、やっぱり大切なことだったんだなと思えて、当時は母親を恨みましたが、今は感謝をいたしております。御家族の方にもみんなで挨拶の大切さを伝えようということで、かわいいお子さんにも教えていただけたらと願っています。このことについて教育委員会の考え方をお聞かせいただければと思えます。よろしくお願いたします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

#### ○教育長（牟田久俊）

三苦議員の質問にお答えいたします。

三苦議員につきましては、日頃から子供たちのために朝早くから率先して立哨活動、挨拶

運動に取り組んでいただき感謝申し上げます。今朝も早くから御指導いただいて本当に感謝申し上げます。教育委員会でも全職員で月1回挨拶運動に取り組んでおりまして、たまたま今朝も小学校の前で実施してきたところでございます。挨拶の声がちょっと低いということで心配しておりましたけれども、今日は非常に元気な挨拶が返ってきました。1月、2月は確かに寒かったために本当に挨拶しないなど、本当に心配しておりましたけれども、やっぱり子供たちの心の中では挨拶をする必要があるという気持ちが根づいておると感じております。

挨拶は基本的な生活習慣の一つであり、挨拶は社会生活の基本という基本的な考え方の下、幼児教育、小学校、中学校と継続して挨拶運動に当たってきたところでございます。授業参観等で学校に出向く機会も多いんですけれども、学校の中では非常に挨拶をしているという姿を見ることができます。小・中学校、特に小学校の高学年や中学校で挨拶ができていないという御指摘でございますけれども、一般論といたしまして授業中の発表場面では小学校低学年が一番元気で、学年が上がるにつれて手が挙がらなくなり、中学生、高校生になると受け身になってしまうという傾向がございます。

一方で、挨拶に関しては学校内に限りますと、中学校、高校と学年が上がるにつれて挨拶の真の意味を理解して自然に実践している生徒が増えてまいります。私、高校での経験でありますけれども、校内でうるさいぐらい擦れ違うたびに挨拶が飛び交っております。そういう内面的なものもあると思っております。

一方で、小学校段階では挨拶の励行と同時に、不審者対策も行っておりまして、やっぱり登下校時警戒しながら登校している状態もあると感じております。江北町は農村世帯を中心に人情味がございまして、地域活動にも積極的に参加するといった強い絆で結ばれた特性がある一方で、新興住宅地、アパートの増加に伴いまして、地域性がやや希薄な地域も出てきている現状がございます。こうした中で、地域をはじめ、町中が安心して過ごせる環境を保障するのは大人である我々の責任でありまして、地域と連携して大人から挨拶の輪を広げる必要があると思っております。先般行われました公民分館長会議でもそれぞれの地区で挨拶をお願いしますということ呼びかけております。今後は町全体で挨拶は社会生活の基本であるという共通認識に立ちまして、学校、家庭、地域が連携して挨拶運動に取り組んで、挨拶が飛び交うまちづくりをしていきたいと考えております。

最後に1つだけいい話をお伝えしたいと思いますけれども、今朝ちょうど挨拶運動をして

おりますと、6年3組の生徒たちが10名ほど挨拶運動してくれておりました。聞くところによると、卒業プロジェクトとして発案したということで、日頃お世話になっている地域の方々や下級生に恩返しをしたいということで、挨拶運動をしていますということで、7時から来て挨拶運動をしていました。これこそ三苦議員がおっしゃっている子供たちに挨拶をという気持ちが子供たちの内面まで伝わって行動になっているんじゃないかと思います。本当に感謝したいと思います。

教育委員会といたしましても、子や孫に誇れる江北町を目指して、引き続き挨拶運動に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

そういう子供たちの姿に触れることができ、牟田教育長うらやましいなと思いました。よく我々、近頃の若い者とはつい言いたくなるわけですけど、何か聞くところによると、平安時代ぐらいから書物には「近頃の若い者は」と書いてあるというふうなことでありましたけれども、前御紹介したように、今年の二十歳の集いのときに二十歳の誓いを言ってくれた、この人の話が大変私やっぱり胸を打ちましたし、少し目を覚まされるような思いがありました。御紹介したように、今の時代ですよ、我々はやっぱり未来を予測するのではなくて未来を受け入れる、未来に対応する時代に生きていますということを彼女は言ったんですよ。そういう意味では、やはり今のこういう時代の中で我々はなるだけ未来を予測して予測し得るものだと思って、どちらかという生きてきたわけですけども、今の二十歳の人たち、まさに中・高時代を誰も予測しなかったコロナ禍ということの中で過ごしたやっぱり彼らならではの言葉なんだなと思いますし、皆さん方が思っておられるほど我々は幼くはないですよというようなことも実は後から言ってくれたりしていました。

確かに今とっても難しいのは、その挨拶が飛び交えばいいんですけども、一方で、やはり今はいろんな、それこそ大人による子供たちが被害者となるような事件が多発しているものですから、多分、子供たちは挨拶の励行はされる一方で、知らない人から話しかけられても答えてはいけないと言われていたということだと思います。前御紹介したと思いますが、うちの職員が現場に行っているときに子供たちがちょうど下校していたので、危なくないよ

うに帰るんだよとよかれと思って言ったところが、後で警察に不審車両として通報されたという笑えないような話もあって、そういう意味では、やはり両面あるんだろうと思います。

ですから、先ほどの教育長の報告を受ければ、多分、子供たち同士信頼がおける、ちゃんと気心が分かる、そして、顔も分かっている者同士のコミュニケーションというのは、我々が心配しているほどはできていないわけじゃないんじゃないかなと思います。三苦議員は毎日立っていただいているからなじみのお顔であるということですから、もちろん積極的に子供たちも挨拶をしてくれるかもしれませんが、そうでなければ先ほど言ったように、もう一方では、やはり不用意にそういつて関わってしまうと、やはり自ら被害に遭ってしまうという時代だと。ただ、その時代をつくったのは我々大人なものですから、やはり我々大人もしっかりした時代をやっぱり次に残していかなければと改めて思ったところです。

以上です。

#### ○井上敏文議長

5番三苦議員。

#### ○三苦紀美子議員

御答弁ありがとうございます。本当に私は砥川小学校という小さな小学校に6年間通いました。学校から正徳まで歩くんですから、かなりの小学生にしてはきつかったと思うんですけど、そしたら、そこの通りのおばさんたちとか、おじさんたちは、私たちを見ると、必ず朝だったらおはよう、行きよるねという声をかけていただきました。最初は、今、町長がおっしゃるように、私、知らない人だと思っていましたが、やっぱり毎日こう行くうちに声をかけてもらって、おじさんおはようと言うようになりました。帰りは、帰りよるね、車にも気をつけて帰らんといかんよとか、小さい町だからこそできたと思うんですけど、永田、蒲原、寺町という、それぐらいの3つぐらいの区だったんですが、田んぼにいても、家から出てきても、何にしても、私たち子供たちを自分の孫のようにかわいがっていただいたという、その思いはこの年になってもありがたかったなど。だから、今、私は、そのおじさんやおばさんたちに御恩返しを今しているんだという気持ちで毎日子供たちに大きな声で声をかけさせていただいております。

子供たちは挨拶よりも面白いおばちゃんということで、挨拶をしないと追っかけてこられるからというような感じでわざと言わない子もおります。本当に私は追っかけていって手旗で、おはようとちゃんと言いなさいと言ったろうがというような、そういう昔の私が授かっ

た大人の愛を今子供たちに少しでも恩返しができたらいいなという感じで、これからもつえを頼りにじゃないんですけど、自分の足で歩ける間は毎日またこれからも続けていきたいと思しますので、ぜひ何かのとき教育長も学校の先生に言ってください。

本当に子供たちは先生というのをすごく尊敬していますので、やっぱり尊敬している先生から挨拶をちゃんとしようと言われたほうが、私が言うよりも2倍も3倍も効果があると思いますので、ぜひ機会があれば、こんな僅かなことかと思うんですけど、挨拶こそ心なんですよね。だから、いい子供がいい大人になるようにぜひぜひお力を貸していただければと思いますので、私もこれから頑張ります。教育長をはじめ皆さんもよろしく願いいたします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

先ほど申し上げましたけれども、我々大人にできることがあると思っています。三苦議員が今励行されているように、子供に直接言葉をかけ挨拶をするというのも大事ですけど、コミュニケーションというのは言葉を交わすだけでは私はないと思っています、そういう中で、やっぱり実は大人に足りないなと思っているのは、いろんな式典があったり、いろんな会があったりするときに、やっぱりみんな、例えば、誰かが挨拶をする、発表する、そういうときにやっぱり拍手を実は大人の人たちは案外しないんですよ。やっぱりそれはその会そのものを盛り上げるために自分がいるんだと思えば、話の内容は別として、やはりみんなきちんと拍手をしたりして自分たちの気持ちを伝えるということも、今回、三苦議員がおっしゃったような挨拶、ひいてはコミュニケーションということだと思っています。

ぜひ今回せっかく御質問いただきましたから、我々大人にできることという意味でいけば、また今週は卒業式もあります。また入学式もありますし、いろんな式典も予定されています。ぜひ参加するんであれば、我々大人もそうやってきちんと拍手で気持ちを伝えるということはみんなやっていきたいと思います。

以上です。

#### ○井上敏文議長

5番三苦議員。

#### ○三苦紀美子議員

本当に力強い御答弁ありがとうございました。今私たちにできることは難しいことじゃな

いんですね。一番易しいことなのに一番大切なことなんです。だから、私も今後とも頑張ってまいりますので、みんなで町民全体で子供たちを育てるという気持ちになっていただければ大変ありがたいなと思いますので、我が町が愛あふれるまち、挨拶の飛び交うまちになることを一日も早く到来を期待して、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○井上敏文議長**

5番三苦紀美子議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

**○井上敏文議長**

再開します。

6番土淵茂勝議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

**○土淵茂勝議員**

日本共産党の土淵茂勝です。早速質問をいたします。

水道料金引上げ対応について2点ほど質問をいたします。

1点目ですけれども、令和8年4月1日からの水道料金引上げの対策として町は令和7年12月議会において町民の負担軽減を図るため、量水器の減径費用を補助する水道量水器減径対策事業を計画されました。その予算として176万円、対象数147件を計上されましたが、現在までの補助申請の状況について説明を求めたいと思います。また、申請を受け付ける中で本事業の今後の課題等がありましたらお聞かせください。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。町民生活課長。

**○町民生活課長（吉原和彦）**

土淵議員の御質問にお答えいたします。

水道量水器減径補助事業における申請状況でございますが、現在、申請件数はゼロ件、お問合せ件数が15件となっております。

また、本事業につきましての今後の課題等でございますが、量水器の減径工事を行った後に水の出が悪くなったというケースも想定されることから、対象となっておられる方におか

れましては、本当に減径工事を実施してよいか、その判断が難しいということが課題として挙げられます。これにつきましては、事前に佐賀西部広域水道企業団や企業団が指定する工事業者とよく相談されてから進めていただくように十分な周知を行っているところでございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今回の佐賀西部水道企業団の水道料金引上げの経過については、議会でも御報告をしたとおりであります。町としては最後までちょっと反対をいたしましたけれども、ほかの市町との広域の事業ということで賛成多数で残念ながらと言っていいと思いますけれども、新年度から引上げということになりました。

それで、特に、やはり口径によって今回料金が変わるということで、先ほど課長が言いましたように、可能であるならば口径が小さいものにすれば基本料金も安くなるものですから、そこに対して町としては補助をさせていただくということにしておりますし、今回の当初予算にも上げておりますとおり、4か月分ではありますけれども、水道料金の基本料金の免除と江北町で肩代わりをさせていただくというふうなことをやらせていただいています。今のところ減径補助金を使って口径を小さくしたいと実際申請をされている方はありませんけれども、もちろん4月1日以降、最初から引上げのところからやろうと思えば、もうそろそろやっていたかかないといけないんですけれども、もちろんこれから引上げになってやっぱり高いなど、それなら、やっぱりちょっと口径を小さくすることを考えようかという方もおられるんだろうと思うんです。何を言いたいかといいますと、7年度の予算でいただいておりますけれども、今回繰越しもさせていただいておりますし、引き続き住民の皆さんには周知をさせていただいて、もちろん口径を小さくすることでいろいろ不便にならないように併せて周知もしておりますけれども、ぜひそうしたニーズにはこれからも応えていけるようにしたいと思っております。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土渕議員。

## ○土淵茂勝議員

せっかく減径のための費用を出していただいたので、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

2点目質問いたします。

昨年12月19日、日本共産党の関係自治体の議員5名が佐賀西部広域水道企業団に4項目の要望を申入れ、懇談を行いました。要望項目の一つとして激変緩和措置の延長を求めました。私は最大当初の統合予定であった2034年まで緩和措置を延長するように求めました。その際事務局からは、企業団議会で決定されれば可能という回答がありました。ぜひ町長から激変緩和措置の延長について企業団議会に提起してもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

## ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

## ○町長（山田恭輔）

もともと反対していましたから、お気持ちは十分受け止めます。ただ、やはり広域でほかの市町との広域事業ということでやっていること、また、議会として最終反対はいたしましたけれども、賛成多数で決まると、決まってしまったというんですかね、というところは反対をしたとしても踏まえるべきだと思います。それはもちろん土淵議員も御存じのとおり、言ってみればそういう議決というものについては、やはり肯定力的なものがありまして、賛成反対は別として、まさに議会として議決をされたことなわけですから、当然それは遵守をする必要があるということでもあります。

そもそも反対をしていたときにいろいろ申し上げていたのが、今まではちょっと何とかな、片仮名言葉で申し訳ないけど、B to B、ビジネス・トゥ・ビジネス、要は卸事業をやっていたわけですね。なので、西部水道企業団の相手は我々のような団体、自治体だったわけです。ところが今B to C、ビジネス・トゥ・カスタマー、直接水道利用者の方と契約を結んでおると、実はこれが一番大きなことなんじゃないですかということも申し上げました。何を言いたいかという、やはり料金の引上げというのは直接その契約者の皆様方に影響を与えることだし、御負担をいただくということなので、その前にまず経営状況がどうなのかと、そういうコストを含めて見直すところがないのかということもたださせていただきましたし、それについては今後も水道企業団の議会、また、幹事会、担当課長会ということでそれぞれ職員に応じて会議もあっているものですから、ぜひそういう経営状況という

ころもしっかり見ていきたいと思っております。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土淵議員。

**○土淵茂勝議員**

決まったことだからという話ですけど、減径軽減措置ですかね、これについては先ほど私申したように、事務局のほうでも、議会で、今は2年ですよ。それを延長するということで議会として議決があれば、それは可能だという答えをいただいておりますので、ぜひその辺りは、もちろん議会でそれが合意を得られなければならないと思うんですけども、それはできると思いますけど、どうでしょうか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

こう言うのはなんですが、佐賀西部水道企業団も至極当然なことを言われただけで、議会で議決されればできます、それはそうでしょう。ただ、その議会で議決するためには議案が上がる必要があるんで、その議案を少なくとも事務局が上げるということにする必要がある。そのためには先ほど申し上げたように、やはり我々としてしっかり今の経営状況であるとか、そういうコストがどうであるとかということの中で、やはりそういう今おっしゃったようなことが考えられるような状況にしていくというところちょっとおこがましいですけど、ということにまずはなるんじゃないかと。だから、決まったことだから仕方ないと一刀両断されると、もう何もしないみたいに聞こえますけれども、今回こういうふうに軽減措置とか、補助制度とかもつくっているわけですし、やはり引き続きしっかり見ていくということにしないと、やっぱり我々世の中、特にこうやって仕事でやっているといろんなルールとか手続があるわけですから、そのルールとか手続にのっとって我々もいろんな自分の考えを実現していかないと、そういうルール、手続はあるけれども、私はそうじゃないからといって、やっぱりそういうルールとか手続に乗らないでやると、まさに我々こうやって社会的にある意味秩序を乱してしまうことにもなるものですから、先ほど言ったように、決まったから仕方ないという意味ではなくて、今回はこうやってまず決まりましたけれども、これからも引き続き経営状況等を見て、必要なそういう——必要なというかな、そういう、例えば軽減とか、

延長とか、できるような余地があるということであれば、そういうことは提案をするのはやぶさかでないという意味だと御理解ください。よろしく申し上げます。

**○井上敏文議長**

6番土淵議員。

**○土淵茂勝議員**

今の話は事務局から出されないといけないと、今そういうふうに言われたような気もしますけれども、議会としてもそれを提案することは議会の在り方としてはできると思うんですよ。そこで、何で私それを言ったかといいますと、懇談の中で一体赤字は幾らあるのかと私聞きました。そしたら2億円だったんですよ。そしたら、武雄の議員の方からね、それぐらいなら武雄の値上げ分で十分解消できるという話がありました。だから、今回の値上げというのはこんなに高くなくてよかったんじゃないかと私は思っております。そういういきさつが一つあるとともに、今物価について言いますと、円安がずっと進行しているいろんなものが物価は上昇になっていますよね。これがこれからも続くというのが今の状況じゃないかと思うんですね。そういう意味で、ぜひそういうことも検討をしていただきたいと思えます。その点はどうですか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

当然そういうやっぱり何とか実現可能性があるとか、やっぱり具体性が必要なんだと思いますが、そのためには、繰り返しになりますけれども、やはり今の水道事業の水道企業団の経営状況であるとか、そうしたところを見た上で、やみくもに下げてとか、延長してということにはやっぱりならないと思います。その2億円というのもちょっと我々が把握している数字と必ずしも一致しませんし、今日もトレンドみたいな話をしましたけれども、単年度であれば2億円だけれども、これからそれがというふうなこともかもしれませんし、だから、もちろんそういう、何ていうかな、方法というか、ということは留保をさせていただいて、まずはやっぱりきちんと見ていくということが大事だということ御理解いただければと思います。

以上です。

**○井上敏文議長**

6番土淵議員。

#### ○土淵茂勝議員

事務局が2億円というふうに言ったのは当面ということなんだと思います。ただ、もちろんいろいろほかにもありますよね。でも、事務局はそれを答えたわけですから、やっぱりそのことも含めて検討の余地があるんじゃないかと。

もう一つは、議員団で要求した中には全部で内容としては3つなんですけどね、その軽減措置の延長と、もう一つは、国、県、市町の財政負担割合の検討、これはいろんな福祉の分野でも私はこの間、後期高齢でも言ったんですけどね、国の負担分をもっと増やすべきじゃないかと、そういうこともできるんじゃないかと思しますので、そういうことも含めて、今後、ひとつ議会と――議会というのは西部広域水道企業団の議会としていろいろ考えて改善を進めてほしいと思います。ということをお願いして、次に進みます。

次が、改めて今回で6回目になります。補聴器購入の補助についてまた質問をしたいと思います。

今日も今私、補聴器をつけて試験的にどんなものかということで今やっております。では、質問いたします。

加齢による補聴器の必要性は、これまでも度々求めてまいりました。日常生活において欠かせないものとなっていることは、町としても十分理解されていると思います。ただ、補聴器は高額のため購入をちゅうちょされる人が多いのが実情ではないでしょうか。全国的には補助を実施する自治体も増加してきました。御承知のとおり、佐賀県でも昨年からは基山町が実施に踏み出しています。私自身も家庭の中でも周囲との付き合いにも支障を感じるようになり、準備をしているところです。高齢で耳の遠くなった方々は人の輪に入りにくいとか、孤独で家に引き籠もる傾向が強くなると吐露されております。町にはこうした実情を把握しながら購入費補助の実施を検討していただきたいと考えますが、町の考えをお聞きしたいと思います。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

#### ○健康福祉課長（松田佳世子）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

補聴器購入費の助成についての御質問ですが、これまで補聴器による認知症予防効果につ

きましては、主に海外のデータに基づくものが多く、町としてはその科学的根拠を見極める必要があるとして慎重な検討を重ねてまいりました。しかしながら、このたび令和8年1月13日に東海大学医学部とデンマーク・コペンハーゲン大学による国際共同研究において、日本の公的統計データに基づいた認知症予防の可能性が定量的に示されました。この研究の中で日本における認知症の最大リスク要因が難聴の6.7%であると特定されたことは、非常に重要な研究結果であると受け止めております。町といたしましては、この最新のエビデンスを踏まえ、難聴対策について現時点では正しい知識の普及と早期受診の勧奨など、できることから着実に進めているところでございます。

御要望のございました補聴器購入費の助成制度につきましては、国の動向や先行事例を精査しながら、引き続き検討を行ってまいります。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

先ほど健康福祉課長が答弁をしたとおりでありまして、これまで——今回6回目ですか、6回目ですね、御質問いただいて、当初からすると実は町としての基本的な受け止めが、実は今回大きく変えました。というか変わりました。というのは、先ほど課長答弁しましたように、当初は、やはりなかなかこの難聴と認知症の関係について明確な、何ていうんですか、エビデンスというんですか、が把握できていないというふうなことでありましたけれども、先ほど答弁したように、1月に国内で実際そうした研究成果が発表されましたものですから、実は我々としても認識を新たにしたところです。

私もちょうど朝ラジオを聞いていたんです。ははあ、これでちょっと時代、時代と言うと大きさですけど、一歩動くなと思って、朝、役所に来て課長と話していたら同じような認識でありました。それが証拠にですね、御覧になったかどうか分かりませんが、3月の江北町の広報「こうほく」、大々的に書いてあります。これは健康福祉課が載せている記事ですけど、難聴は認知症の最大の危険因子、発症リスクはおよそ2倍という記事まで載せるぐらい我々の基本的な認識というのは今回改めさせていただきました。そのこととイコール、即、補聴器の補助を実施するということまで今の時点ではなかなかいけていないんですけれども、先ほど課長はいろいろ先行事例と云々というふうなことも言いましたけれども、もちろ

んそれも参考にして今回検討をとということであるので、ここはしっかり検討させていただいて、あまりだらだらと検討を続けるつもりもありません。少しお時間をいただきたいと思っております。

以上です。

#### ○井上敏文議長

6 番土淵議員。

#### ○土淵茂勝議員

これまでも、いわゆる難聴と、それから、認知症との関係というものが一つのね、一つの何ていうか、何かできないような理由となっていたと思います。私は今回も難聴と認知症との関係をあまり強調しないで今回質問をしておりますので、しかし、今、課長が答弁されたように、具体的な実証として、日本でも出されたということですので、ぜひ年内とは言いませんけれども、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

そこで、少し資料を作っておりますので、少し説明します。

(パワーポイントを使用) これは全国補聴器補助実施自治体を示したものです。これは全日本年金者組合大阪本部が作っているものですが、昨年11月10日現在ということで、520市区町村が実施しているところの最後の辺りを載せております。これで520ありますけれども、このうち2つの自治体はこれを中止したようではありますが、それを示しているものです。この中に基山町もちょっと上のほうです出ていないですけど、基山町も入っていると。それと、これはこの制度が開始された時期というのは結構早いですね、1970年頃から。そして、現在で520の自治体でやっていると。昨年のグラフの数が一番上がっていますね。今年に入ってのここの資料が出ているんですけども、この1月時点でも、令和6年1月時点でもう30件ぐらいはやっています。こういう形で進んでいるというこの資料ですね。

もう一つは、これは対象年齢の表ですが、一番多いのは520自治体のうち対象年齢がやっぱり65歳以上というのが多いです。これはどれぐらいの費用かというのを一覧にしたものですが、一番多いのが3万円以上4万円未満というのが一番多いですが、私が補聴器の購入を考えていることでいろいろ相談していると、やっぱり10万円ぐらいじゃちょっと程度が低いと。だから大体20万円ぐらいは最低必要かなというぐらいの金額なので、そういう意味からいうと、いわゆる基山町の補助金額は大体5万円ぐらいです。それ以上でもいいんですけど、それでもいいんですけど、それぐらいお金はかかるということで、ぜひやっ

ていただきたいと思います。

私はこう思っているんですけど、いつも後期高齢の議会で私はいろいろ脳ドックの問題とか人間ドックの、これは前あったのをね、なくしているんですけども、そういうものについて再開するようにずっと要求をしてきました。なかなかこれもね、国の問題なんです。国がこれは廃止したんです。それと、今年度から後期高齢者の保険料がこれまでの最高の値上げになるんです。年間で平均で2万1千円という値上げになります。その要因になっているのが出産育児支援金とか、今度新しくできた子ども子育て支援、こういうのを後期高齢の保険から出すというね、こういうことを今やられているんです。これについては、私はこの間の後期高齢の議会では反対をしました。なぜかという、やることが悪いとは私は思っておりません。ただ、後期高齢者で対象になる人は一人もいないと、だから、こんなのは法的にも問題があるんじゃないかという質問をしました。もちろん国が決めたことですから。答弁は、いや、違法じゃありませんという答えでした。そういう経緯で見て、やっぱり高齢者に対する処遇というのがすごく悪くなっているなと思っております。そういう意味でも、ぜひこの補聴器の購入の補助というのを実現させていただきたいということを述べまして、質問を終わりたいと思います。

#### ○井上敏文議長

6番土淵茂勝議員の一般質問をこれで終わります。

昼食のためしばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時26分 休憩

午後1時30分 再開

#### ○井上敏文議長

再開いたします。

7番池田和幸議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

#### ○池田和幸議員

皆さんこんにちは。7番池田和幸です。始める前に、今回、当初予算で、がん検診、それから定期予防接種等の無償化事業に対して町のほうで予算をつけていただき、ありがとうございます。お礼を言っているのは、前回12月議会で私もいろいろな質問をさせていただきました中で前向きに検討をしていただいたなという気持ちがありましたので、改めてここで御紹介とお礼を言いたいと思います。

それでは今回、2問の質問をさせていただいております。

まず1問目、行財政改革の必要性は。

江北町の令和7年度一般会計当初予算額は74億5,100万円であります。5年前の令和2年度一般会計当初予算額は56億600万円でした。この5年間で約18億円の増加となっておりますが、これはコロナ給付金事業、また、経済及び物価高騰対策事業等が影響していると思われ  
ます。

しかし、これまでに行われてきた行財政改革において、行政運営と財政管理の効率化や無駄の削減などにより町民サービスの質の向上に取り組んでこられた経緯があると思います。

質問に入ります。

次の各項目について現在どのような取組をされているのか、伺います。

1、職員数の適正化や削減、2、指定管理者制度の導入や民間委託の推進、3、町税等の徴収の強化、4、予算の見直しによる不要支出の削減、お願いしたいと思います。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

#### ○総務政策課長（山中博代）

皆さんこんにちは。ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

平成17年から10年間の当時の行政改革の取組について現在はどうなのかという御質問と思いますけれども、当時の行政改革プランについては、歳入の面において、長引く景気低迷の影響によりまして、町税収入の伸びが鈍化し、国が進める三位一体の改革による地方交付税の大幅な減少が見込まれたことから財源不足が生じる一方で、歳出面においては、借入れをした地方債の償還や少子・高齢化に伴う扶助費、介護保険経費の増加が見込まれたことから、財政運営の健全化を推進するというところで、10年間の町独自の計画が策定されておりました。

幸いにして、現状においては、今後、地方債の償還はピークを迎えることとなりますけれども、地方交付税が大幅に減少するということもなく、ふるさと納税による独自財源も見込まれておりまして、おおむね健全な財政運営ができておりますので、20年前の当時のような危機的な状況にはないと考えております。

おのおのの取組についてでございますけれども、職員数については、再任用制度や会計年度任用制度の活用や独自の採用試験の実施などによりまして、退職者の欠員補充を行っております。定員管理計画及び採用計画に基づき適正に任用を行っております。

また、民間への委託はございませんけれども、指定管理者制度の導入については、現在、白木パノラマ孔園、佐賀のへそ・ふれあい交流センターネイブル、みんなの公園、老人福祉センター及びふれあい物産館の管理運営業務について指定管理者への委託を行っております。

町税等の徴収強化につきましては、武雄県税事務所との共同徴収体制の連携によりまして、令和6年度の県税での徴収実績額は約9,436万円でありまして、現年度課税分の町税徴収率は99%以上を維持しております。

不要支出の削減についてでございますけど、施設の維持管理に係る経費の一括発注や単年度負担の平準化によりまして、リースを活用するなど、コストの削減を行っているというところでございます。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

7番池田議員。

#### ○池田和幸議員

すみません、モニターをお願いします。

(パワーポイントを使用)今、いろいろ説明していただきましたが、今のところ、財政運営的には順調に来ているという課長の答弁かと思います。

改革の中の優良事例ということで総務省のホームページに載ってましたので、若干紹介したいと思います。

線を引っ張っているところが、書かない窓口システム導入の事例になります。

釜石市は人口2万8,000人ほどのところですが、地域特性を踏まえ、若者からのメリットが大きく、導入をしたということです。

それから関市、人口が8万人のところですが、ここもマイナンバーカードにより非常に手続が簡素化され、市民の方の手続がスムーズになったと言われてます。

いろいろほかの市町もありますけれども、どこも同じような形でAIを使ったとかということでもあります。

この中で昨年、佐賀市が11月6日から、書かない窓口ということでスタートをされています。それは住民票や戸籍、印鑑証明、税務証明などの60種類について簡素化されたと、容易になったということで新聞に載ってました。そして、今年1月からは35種類が追加されるそうです。

それから、県内であと1つ、嬉野市が今年10月から本格的に稼働を目指すということで言われています。

それで、再質問をしたいと思います。

今、書かない窓口の紹介をしましたが、釜石市、関市、共にシステム導入により成果が上がっているようです。我が町としての取組の予定があるか、考えをお願いします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

池田議員からは書かない窓口の導入の可能性はということであります。

恐らくそう遠くない将来的に、やはり江北町も考えていく必要があるだろうと思っております。今回既に実施をされております佐賀市、また、嬉野市さんの取組も情報収集をさせていただいているところであります。

ちなみに、御存じのとおり、今、県下全市町でコンビニ交付を実施しておりますし、西部のほうでは江北町は早かったほうじゃなかったかなと思います。実はコンビニ交付、もちろん交付される種類は違いますが、書かないどころか入力もしなくていいというか、もっと言うなら役場まで来なくていいということで、まさにコンビニ交付というのは結構——恐らく皆さんお使いになったことあると思います。その利便性というのは実感していただいていると思うんですけど、江北町では、今いわゆる証明書等の交付の件数でいきますと、46%がもうコンビニ交付になりました。もうすぐ、半分は役場に来なくてコンビニ交付を受けておられるという方がもう半分近くまで来ました。前も言ったかと思いますが、今はちょっと過渡期にあるなと思っているんです。だから、実はまだ窓口の職員は、人も減らしていません。ただ、これがだんだんコンビニ交付が増えてくると、それで、もしかすると窓口の職員も1人減らしてよくなるということになると、先ほどからおっしゃったような削減効果というのが出るんじゃないかなと思っています。

書かなくていい窓口というのも、それはそれとしてまた別の利便性というのがあると思うんですけど、実は私も以前、佐賀市民だった経験があります。確かに窓口が物すごく混んでいたんですよ。さらに言うと、私、武雄市時代に、佐賀市が総合窓口化というのをしたんですよ。要はワンストップサービスということで、あちこち窓口をうろうろしなくても1か所で全てができるということで、当時も大変注目を浴びていました。ところが、これはやっ

ぱり裏腹なんですね。なぜかと言うと、簡単な証明書交付を受けることも結構いろんな複雑な手続を取る必要があるのも同じ1件で同じ窓口1つちょっと占領してしまうというか、そういうことがあって、かえっていろんな時間が長い短いのを一緒にしてしまったものだから、佐賀市では、これは町民生活課が調べてくれたんですけど、証明書発行のみを受けるだけでも窓口だと1時間以上かかるときもあると、いつも、恒常的に1時間以上かかっているそうです。なので、恐らくそういう市の事情というのもちょっとあるんじゃないかなというふうには思っております。

ですから、コンビニ交付は、佐賀市も江北町と同じぐらいもう約半分ぐらい、同じ46%ぐらい進んでいるんですけど、やっぱり恒常的にというか、さっき言ったようにワンストップ化、窓口を総合化してしまったがために、簡単な手続も複雑な手続もやっぱり1人分かかるといふ逆のちょっと効果もあつたんじゃないかなと思います。ただ、せっかく先行してやられているものですから、先ほど申し上げたように、町としてもそう遠くない、将来そうしたこともやっぱり導入していく必要があると思っておりますので、ぜひそうした佐賀市、また、嬉野市などの状況は注視をさせていただきたいなと思っております。

ちなみに、うちと佐賀市でいけば、人口でいくと約20倍、うちが1万人弱、佐賀市が20万人強ということです。ところが窓口でいくと、うちは今2人恒常的にはいますけど、人口でいけば、単純にいけばそれで佐賀市は20倍ですから、40人ぐらいいる必要があるんですね。ところが、窓口は11人しかいないそうです。ですから、さっき言ったように、やっぱり1人当たりの処理件数というのが違うのかもしれませんが。うちは、待ち時間あっても5分というのが通常ということなものですから、そういう町の状況も違うということは御承知おきいただいた上で、江北町としてもそうした事例はぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○井上敏文議長

7番池田議員。

#### ○池田和幸議員

分かりました。問題は私も人件費かなと思います。佐賀市と比べるのはちょっと違うか分かりませんが、やはり少しでも職員さんの負担を軽くできないかなと思いながら提案をさせていただきました。

続けていきます。

次に、令和6年2月に作成された江北町中期財政計画の令和6年度から10年度版について伺います。

1、人件費は会計年度任用職員制度及び再任用職員の有効活用により人件費の平準化が図られるものと推計されているが、具体的な考えは。

2、扶助費は年々増加傾向にあると記載されています。計画の見直し等の考えはないのですか。

3つ目、歳出区分の物件費は、通常は人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の支出のことだと思います。しかし、区分表には補助費等が別にあります。このことについて説明をお願いします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

#### ○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えします。

まずもって申し上げますと、この中期財政計画については、法令等の作成義務はなく、県からの照会により要綱に従い作成をしているものでございまして、例年、事業の予算化に伴い、実績を踏まえておおむねの今後の見込みを推計するための事務的な基礎資料ということでございます。その都度都度の状況によりまして数値は変化するものでありますので、その点の御理解をお願いしたいと思います。

まず、人件費の平準化については、常勤職員が退職をする場合は退職者の欠員補充を原則といたしまして、定員管理計画に基づき、また、例年の業務量や全体の状況を考慮しながら、採用計画を立てて適正に任用を行うこととしております。

また、扶助費の増加による計画の見直し等につきましては、今後の町の大型事業についての実施時期や規模等が定まっておられませんし、扶助費は、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や地方公共団体が単独で行う各種扶助に係る経費でございまして、国の社会保障制度の見直しや利用者数の変動に大きく左右されるものでありますので、将来的な支出を予測することが極めて困難なものでございます。

一方で、財政運営において最も重要な公債費のピークは把握できているところでございますので、現時点において扶助費だけ見て見直す予定はございません。

区分についてですけれども、決算統計時の分類により整理をしているものでございます。

そのうち物件費については、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称でございます。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれております。補助費等については、ほかの地方公共団体や国、法人等に対する支出となっております。物件費には補助費等が含まれないことから区分を別に計上をしているというものでございます。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

7番池田議員。

#### ○池田和幸議員

1問目の人件費に関してですけれども、課長の今の答弁からすると、具体的な考えというのが今なかったような気がします。私の質問には一応具体的な考えはということで書いておりました。この具体的な考えというのが、適正な人件費であればそれでいいんですけれども、その辺の答弁もちょっとなかったもので、やはり財政的に人件費としては大丈夫なのか、それとも、人件費として増やせることができれば職員の負担も減るといようなことも考えられるわけですね。その辺のことを、すみません、もう一度お願いをしたいと思います。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今日午前中のほかの議員の御質問の中でもちょっとあえて午後からの池田議員のこの中期財政計画とか行革の御質問、また、その後に予定いただいている西原議員の過疎の計画についての自分なりの認識がありまして、それを念頭に実は午前中の答弁も少しさせていただきました。というのも、私は1992年（平成4年）に佐賀県庁に入庁をしましたが、当時はまだどちらかというと非常に中央集権的なところがありまして、よく3割自治というような言われ方をしていました。地方なんて地方自治体なんて言っているけれども、実際、町独自で確保できている財源は3割ぐらいで、あとの7割は国から、例えば、地方交付税とか補助金で賄われていると。自治体と言いながら、やっぱり財政的には自立していないというように言われたりしていましたし、実際、自治体でもやることはどこもあまり変わらなかったですね。大体、機関委任事務といいまして、国の孫請みたいな仕事をしていたんですけれども、その後、例えば、2000年の地方分権一括法とか、その後の地域主権、最近は地方

創生なんていうような言い方をしますけれども、国もなかなか今までのように地方の面倒を見きれなくなったものだから、何とか自分たちで対応をしてねという意味で地方分権ということで三位一体の改革とかしたわけです。

そういう意味からしますと、当時はどちらかというと、国から管理されたり、また、我々も定員管理というようなことでしたし、そういう中で財政というような言い方をしていましたけど、少なくともこここのところは、管理から経営にちょっと変わってきているよなと思います。というのも、なかなか国のほうも、いわゆるひもつきの補助金から交付金に変わって、その使い方は地方自治体が考えるとか、例えば、ふるさと納税で独自に財源を確保していく必要があるという時代になったわけでありますが、先ほどから御紹介いただいている中期財政計画というのは、どちらかというと、今度県が、やっぱり市町を管理するために、財政運営が適正かということを確認するために県の照会に対して町が回答しているものを中期財政計画ということでしていましたが、御存じのように、これも先になればなるほど不確定なんです。しかも、交付税で基本的には補填されるということの中で、一応帳尻が合うようになるためには今後どんな形になるからというような意味があったと思いますけれども、最近、国の予算も当初予算よりも補正予算でいろんな事業がついたりしているものですから、やはり当初予算ベースで比べても、なかなかその先が見通せないということです。

何を言いたいかといいますと、以前と比べると、この中期財政計画というものの意味合いというのは、なくなったとは言いませんけど、相対的に低くなったかなと思います。ただその分、先ほど経営と言ったように、やっぱりそれぞれの自治体の経営の手腕が問われているんだろうと思います。最少の経費で最大の効果を上げるべしということはもともと地方自治法でも書いてありますし、これは、行財政改革と言うかどうかは別として、やはり我々は不断の努力をする必要がありますし、まさにそれが経営だと思っています。

そういうことの中で人件費について言うと、これも実は今、非常に過渡期だなと思っています。というのが、再任用職員がいて会計年度任用職員がいて、一方で、それこそ以前からお話ししているように、人材の流動化があっているわけです。そういう中で、やはりどういう形でこの人材のマネジメントをしていくか、経営をしていくかということが、ひいてはやはりその財政負担ということにもつながるわけです。

幾つか課題があると思っています。

1つは、会計年度任用職員についてであります。御存じのとおり、以前はいわゆる非常勤

というか、日々雇用とか、いろんな言われ方をして、臨時職員さんというような言われ方をしていました。ところが、ほぼ仕事の内容は変わっていないのに、会計年度任用職員という身分を与えられて、それなりの処遇を与えられましたので、平たく言えば、仕事の量は今までと変わらないのに、それにかかる人件費というのは物すごく上がっているんです。だから、ここを何とかするためには、やはり処遇に見合うだけの仕事量をしてもらうか、もしくは、一般職員というか、正職員等を含めて全体としてのやっぱり人件費の管理をしていく必要があると思っています。

ですから、繰り返しになりますけど、今、過渡期なものですから、こういう再任用職員もいるとか再任用が終わった後、会計年度になるとか、定年延長制度も入ったりしました。ですから、こういう幾つかの制度を全てにらみながら、やはり総人件費についてはきちんと把握をする必要があると思いますし、それと、それぞれの身分に応じたその仕事の質ですね、中には会計年度任用職員のほうが仕事が早いとか言われたりすると、身分等も違ってくるわけですね。そこをやっぱりきちんと整理をする必要があると思いますし、今回、議会冒頭で申し上げたように、ラインスタッフとか職制の見直しとか、やっぱりそういうことをする必要があります。簡単に言えば、それぞれの身分に応じた職務と、それに応じた処遇——給料ということを早い段階でやはり整理をしていく必要があると、今そういう過渡期にあると思っています。これでも答えになっていなかったですかね、すみません。

#### ○井上敏文議長

7番池田議員。

#### ○池田和幸議員

先ほどから、何か中期財政計画はあまり必要ないみたいな答弁に聞こえたんですが、ただ、ちゃんと計画が出されている以上は私も質問していますので、その辺は課長が何か大まかなというような形も言われたような気がしますけれども、ちゃんとそれは正式に出されているものですから、それに対しては正式な答えをお願いします。

これも計画の中にありました、今後、計画に反映予定の事業というのがありました。個別計画的に言えば、庁舎の長寿命化について聞きたいと思います。これもやはり行財政改革にとってこれから建て替えをしていくのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。庁舎の建て替えの件です。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

現在、町のほうでは庁舎の改修を予定して、それについては既に御報告をしておりますと  
おりでありますし、周辺についても防災機能の向上ということでいろんな取組を予定してお  
りますので、端的に建て替えというような予定はしておりません。

**○井上敏文議長**

7番池田議員。

**○池田和幸議員**

分かりました。

では、次の質問に行きます。

次に、江北町まちミライ創生プランについて伺います。

計画の位置づけは、町の創生、人口減少社会への対応と地域経済の活性化を目指したプラ  
ンで、計画期間は令和8年3月31日となっています。

そこで質問ですが、新たな計画の予定はありますか。

2つ目、人口減少は財政に大きな影響を及ぼすと思います。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、20年後には人口が9,000人を下回り、老年  
人口の割合が30%を超えると指摘されています。特に税収の減少に大きな影響があると思  
いますが、いかがですか。

3つ目、少子高齢化の進行により扶助費の増加が財政支出に影響し、行政サービスの低下  
につながるのではと思いますが、いかがでしょうか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。総務政策課長。3問まとめて答弁をお願いします。

**○総務政策課長（山中博代）**

池田議員の御質問にお答えします。

現行の江北町まちミライ創生プランについては、社会情勢や環境が日々変化する中で、激  
しく変わる時代の変化を見ながら、いろいろな団体の皆さんと懇談をさせていただいた中  
で出された御意見を踏まえて、町が30年後も活力ある町であり続けるための将来像や目標とい  
うことで、これらを実現するために、令和3年度から5年間の重点的に実施していく基本的  
な目標と施策を幅広く盛り込んで策定をされたものでございます。

今年度末までの計画ということでございますけれども、今現在、各分野においての実績を取りまとめしているところでございますので、今後、評価・分析を行い、計画の改訂につなげたいということで考えております。

次に、税収の面になりますけれども、議員が言われるように、約20年後、2045年の江北町の人口は9,000人を下回る予想ということでございますので、江北町だけでなく全国の自治体においても、人口減少に伴い税収は減少をしていくものということで想定をしております。

次に、扶助費の分になりますけれども、先ほども申しましたけれども、扶助費については、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施をする給付や地方公共団体が単独で行う各種扶助に係る経費でありまして、国の社会保障制度の見直しや利用者数の変動に大きく左右されるものでございまして、将来的な支出を予測することが極めて困難なものということでございますので、懸念はされるものと考えております。

しかしながら、そのような行政需要が増加する中においても、時代の変化に適応をした持続可能なまちづくりを実現するというためにはこれに備える必要はありますので、限りある財政資源を有効に活用することで行政サービスを低下させないよう努めていきたいということで考えております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

先ほど中期財政計画はどうでもいいと言ったつもりはありませんが、そもそも中期財政計画なるものがどういうものであってどういう性格のものであるかということは、やはり認識を共有しないといけないということを申し上げただけであります。

それで、御存じのとおり、人口減少というのは江北町だけではないというか、こう言っただけなんですけど、江北町どころじゃないぐらい、それこそ一昨年だったですか、衝撃的な記事が、消滅可能性都市みたいなことが出て、30年後にはもう人口が半分になってしまうというような町も実は県内にも幾つかあります。そういう中で、幸い江北町は将来推計人口でいけば、減りはしますけど、鳥栖市に次いで県内2番目ということですし、合計特殊出生率は県内1位であるということも御紹介をさせていただきました。だからといって、どこ吹く風というふうには思っておりませんが、これはやはりどちらかという、日本の全体の

少子化対策ということが議論されるべきなんじゃないかなと思っておりますし、我が町も、そうは言いながらもやはり一定数の人口減ということは想定をし、だからこそ、公共施設の再編をする必要があるとか、やはりいろんな行政サービスの効率化を図る必要があるので実施している状況でありますので、ぜひそこは御理解いただきたいと思っております。

つい最近は、佐賀県の人口もいよいよ78万人を切りました。77万9,000人とかになりましたから、もう78万人も切っているんです。ですから、佐賀県全体で言えば、江北町の減少とは比較にならないくらい大きな減少をしております。ですから、これは佐賀県共通、また、全国共通の課題ということで、ぜひ国政においてもその決定打となるような政策というのも考えていただきたいなと思っております。

それと、これは愚痴とは言いませんけど、国のほうもある意味、この地方についても猫の目政策というんですか、今のまち・ひと・しごとプランというのは、石破元総理が多分、地方創生担当大臣のときに、まち・ひと・しごとみたいなことを言われていたりとか、その前は、民主党時代は地域主権とか言っていたかと思っております。その後は今度、地方創生とか言われて、国からプランを、計画の策定をと言われはしているものの、やはりもちろん先ほどの中期財政計画ではないですけど、我々も日本国には属しておりますので、そういうものはしっかり当然対応はしますけれども、やはりそういうことと関係なく、町は町としてしっかり将来を見据えた、まさに経営をしていくことが大事なんじゃないかなと思っておるという意味であります。

以上です。

**○井上敏文議長**

7番池田議員。

**○池田和幸議員**

1問目の質問で、新たな計画の予定はということで課長は何も言わなかったもので、令和3年の3月に前のプランを策定されています。今回、予定はありますかということで、今後、策定する予定はあるかどうかは言われなかったもので、その辺をお願いします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

池田議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど最後になりますけれども、今現在、各分野において実績を取りまとめしているところということで申し上げたかと思っています。今取りまとめをしているところでございますので、今後、評価分析を行って計画の改定につなげたいということです。

つくる予定ということです。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

#### ○井上敏文議長

7番池田議員。

#### ○池田和幸議員

それでは、再質問したいと思います。

2026年度一般会計当初予算案は、過去最大となる総額79億3,700万円が今議会に上程されています。今回は新しい時代の新しい仕組みづくりをテーマに掲げております。歳出予算は、物価高騰対策事業や新規の事業等が主になるようですが、職員の稼働も増え、余裕がないように思います。現在取り組んでいる事業等に目を向け、もう少し身近な事業に取り組むことも必要と思いますが、いかがでしょうか。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

すみません、ちょっと確認ですけど、要は、例えば、物価高騰対策とか新しい仕組みづくりのための事業をやるだけではなくて、既にいろいろやっている事業の見直しということもする必要があるんじゃないかという意味で御質問をいただいているんですね。

予算編成の中でもなかなか見えてはこないですけども、実はちょこちょこ事業の見直しをさせていただいています。結果的には残ったのは健康ポイント事業とか、実はもうちょうど3か年の3年やってきました。だからここで1回収束をしようかというようなことは中では議論をさせていただきましたが、ひとつ10年、今度はまた3年やるということじゃなくて、あと1年はこれまでの総括も含めてやろうと、もう大分、利用者の方が定着してしまっているんです。ですから、続けたからといって新しく健康づくりに取り組む方というのが大分少なくなったものですから、ひとまず令和8年度まではやって最終的な検証をしようかというようなこともやらせていただいておりますし、予算だけではなくていろんな仕事についても、私そんなにいろんな作業をさせているつもりはありませんが、どうしてもやっぱり1つ何か決めるのに打合せを10回する必要があるとか、そういう意味では、我々の仕事の質そのもの

を上げていくことで、いわゆるパフォーマンスを上げるということが大事なと思いますし、今日も言いましたけれども、前からやっているからという理由だけで続けていくのというのは私もいかなものかなと思っておるものですから、ぜひ逆に議会からも、あの事業はもうやめていいんじゃないかというものがあれば、ぜひ御指摘いただければ我々も真摯にそれについては受け止めをさせていただきたいと思います。スクラップ・アンド・ビルドという言い方しますからね。ただ、価格高騰対策はいずれにしてもする必要があることなので、それはさておきというのはなかなかならないというのは御理解いただきたいと思います。

以上です。

#### ○井上敏文議長

7番池田議員。

#### ○池田和幸議員

私が言いたのは、当然、国、県のこともありますし、やはり政府関係でこれだけ交付金あたりが入ってきていますので、それに応じた市町村の自治体の取組は大変だなと思いますけれども、今、町長が最後に言われましたが、やはりある程度できるものは残していくようにお願いをして、次に行きたいと思います。

2問目、行政が経営できる老人ホームの考えは。

市町村や都道府県など、地方公共団体によって設置される老人ホームは公営老人ホームとも呼ばれ、低所得者や介護が必要な高齢者など、社会的支援が必要な方に低料金でサービスを提供することを目的としていくところが特徴のようです。

施設の種類としては、特別養護老人ホームや養護老人ホーム、経費老人ホームなどが挙げられます。また、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などもあるかと思います。それ以外は、民間施設の有料老人ホームやグループホームなどになると思います。

そこで質問ですが、県内に行政が経営する老人ホームはありますか。あれば設置場所や経営主体などの説明をお願いします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

#### ○健康福祉課長（松田佳世子）

池田議員の御質問にお答えいたします。

県内における行政設置の老人ホームの現状でございますが、玄海町に特別養護老人ホーム

と有料老人ホームの2施設、みやき町に養護老人ホームが1施設ございます。これらの施設は全て指定管理者制度を導入し、社会福祉法人等に管理運営を委託されているところでございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

7番池田議員。

**○池田和幸議員**

モニターをお願いします。

(パワーポイントを使用)これが老人ホームの種類一覧表ということで、介護つき有料老人ホームから介護老人保健施設という形で、これは、みんなの介護というホームページがありましたので、そこの中から私が作り直した分です。月額相場から自立、要支援1～2、それから要介護1～2、要介護3～5、それから認知症、認知症重度と、こういう形で民間施設と公的施設を分けた場合の表になっています。なかなか少し分かりづらいかも知れませんが、こういう形で一応分かれているということです。

続けて質問します。

2つ目、公的施設は費用が安く、補助金などの制度を活用した上で入居が可能となりますようですが、公的施設のメリット、デメリットの説明をお願いいたします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。健康福祉課長。

**○健康福祉課長(松田佳世子)**

池田議員の御質問にお答えいたします。

公的施設のメリット、デメリットについてでございますが、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、ケアハウスなどの公的施設に関しましては、平成12年に介護保険制度が開始されて以降、制度に基づくサービス提供体制の整備が進み、設置主体が公営であるか社会福祉法人等であるかによって利用者の基本的な負担額が変わることはございません。介護保険施設等の利用料は、法律に基づき、要介護度や所得に応じて一律に定められております。低所得者の方に対する食費や居住費等の減免措置や高額介護サービス費等の制度は、運営主体にかかわらず適用されます。

公的施設のメリットは、設置主体にかかわらず公的な制度が活用できる施設であるため、

低所得の方でも安心して利用できる仕組みが制度として担保されていることだと考えております。

一方で、公的施設のデメリットは、各施設の目的に応じて入所者の要件が定められており、要件に該当しなければ希望しても入所できないことだと考えております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

ちょうど今、団塊の世代の皆さん方が、いわゆる後期高齢のゾーンに入ってこられて、恐らく将来不安をお持ちの方も逆に多くなっているんじゃないかなと思います。

今、健康福祉課長が答弁をいたしましたけれども、結論的に言えば、公営でやるメリットというのはさほどやっぱり感じられないと思っております。というのが、先ほど県内でもかつては12施設ほどありましたが、今はほとんどがもう自治体が運営していなくて、社会福祉法人に移譲をしたり指定管理というようなやり方をしていると。残っているのが玄海町ということはどういうことかということ、やはり一番端っこでもあるものですから、なかなか民間の施設が入りにくいというか、多分、だから今でも残っているんじゃないだろうかと我々の中では話しておりましたし、みやき町にある施設は、何か経過があって、多分、町営で残っているんじゃないかなと思います。公営であれ、民間であれ利用者の方が負担していただくにはもう変わらないですよ。だから、今回1問目で行財政の必要性ということを言われて、民間でできるものはというようなこともおっしゃいました。今回の議会も含めてですけど、まさにこの時代の変化、時代の風をしっかりと読むということが私大事だと思っていて、今回、社会福祉協議会の介護事業についても3月末でやめるようにしました。これはなぜかと言うと、やっぱり介護保険制度ができたすぐはその担い手が民間になかったものだから、やっぱり社協がやる必要があったんですが、今はこうやって民間の担い手が増えてきたから、その役目を終えたということだと思います。これについても、当時は公立で造ってでもやっぱりそういうサービスを提供する必要があったのが、民間ができてきたり、民間に役割を移すということになっているんだろうと思います。

ちなみに、今うちは待機者が14名、入所申込みの待機者がおられるそうですけれども、直近でいくと、待機期間は1年未満だと聞いております。かつてのように行列のように皆さん

も押し寄せて、もう本当に生きている間に入れるだろうかみたいな状況とは今ちょっと変わってきているということも共有できればと思っております。

以上です。

**○井上敏文議長**

7 番池田議員。

**○池田和幸議員**

モニターをお願いします。

(パワーポイントを使用) 公的施設の一応紹介ということで、佐賀向陽園があります。ここは説明でも言いましたけれども、経済的理由によって自宅での生活が困難な方が入所できるところという形で紹介されていました。

それから、これが南花園ということで、ここも同じような形ですけれども、健康で健全な環境の維持と日常生活上必要なサービスを提供できる施設となっています。先ほど町長が言われたとおり、こちらは今運営は、指定管理となっています。

それでは、3つ目の質問に行きます。

老人ホームは原則、自治体への届出で設置できることから、介護の必要度が高い高齢者の受皿となっています。

そこで、現在、町内に設置されている有料老人ホームについて説明をお願いします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。健康福祉課長。

**○健康福祉課長(松田佳世子)**

池田議員の御質問にお答えいたします。

町内の有料老人ホームについてでございますが、現在4施設ございます。

施設の規模は、1施設10名から24名の定員数となっており、町全体で合計70名の定員が確保されている状況でございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

7 番池田議員。

**○池田和幸議員**

すみません、またモニターをお願いします。

(パワーポイントを使用)これが、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム、ケアハウス等の概要になっております。ここに書いてあるとおりで、65歳以上ということで先ほど言っていましたけれども、市町村の設置によって入所できる施設という形になっております。ケアハウスは、60歳以上が対象で、これも同じような形で契約によって入所できるという形になっております。

それでは、再質問をしたいと思います。

施設には、養護老人ホーム及びケアハウスがあります。町内には社会福祉法人であるるんびに園がありますが、町から社会福祉法人に指定管理者制度等で委託することはできないのか、伺いたいと思います。

もう一度言いましょうか、すみません。町内にはるんびに園がありますが、町から社会福祉法人に指定管理者制度等で委託することはこれからできないでしょうかという質問です。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

確認ですけど、あえて町で造った上でということですか。（「いやいや、上でじゃなくて、あることに対して今これからのこと」と呼ぶ者あり）今民間で運営されているものをあえて一回町で引き取って指定管理という形で引き続きやってもらうということですか。（「それを含めてですけどね。新しいのも含めて」と呼ぶ者あり）斬新なアイデアになりますので、なかなかちょっとここでは申しかねますけれども、今回冒頭で保育所の話をしました。今大分そういう意味では、保育所も含めてですけども、民間のいろんな福祉関係に対してはやっぱり国からいろんな支援が充実をしています。一方で、公立がゆえにそうした支援にあずかれないというケースがあるものだから、私は逆に可能であるならば民間でしていただいたほうがいいと思いますし、それこそ幼児教育センターのように、公立であったとしてもうまく民間の要素を取り入れるというんですか、いいとこ取りと言いましたけれども、ハイブリッドの形ということのほうが方向性としてはいいのかなと思います。少しそこはお時間いただいて研究はさせてください。

**○井上敏文議長**

7番池田議員。

**○池田和幸議員**

先ほどちょっと分かりにくいような感じもしましたので、再質問の2つ目ですけど、現在、上小田地区では、多久～江北線の道路整備事業が進んでいます。県道としての開通が待たれるところです。この路線に老人ホームを誘致するようなことは考えられないのかというのが先ほどの質問の続きなんです。要するに、佐留志地区に関しては、現在、住宅関係が大いに来て非常に人口も増えたんじゃないかなと思います。特に町長は、都市化、過疎化と言われる、過疎化に住んでいる私、上小田としては、開通後に、また都市化みたいになるようでしたら、そういうところに公共施設として——先ほど町長が何か民間のほうがやりやすいというのは私も思います。ただ、アクセスするのに公共も入って共存共栄しながら誘致して、老人ホームを設置できないかなという考えがちょっとありましたので、町としての考えを聞きたいと思います。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

県道多久～江北線のバイパス事業については、それこそ議会の皆さん方と一体となって県に働きかけた成果がありまして、おかげさまで今もう用地買収というところまで本当に来ました。ちょうど私10年目になりますけど、就任した直後に、多分その前の町道門前～観音下線の開通式があったのがもう最初ぐらいの仕事だったんじゃないかなと思いますし、そのときの引継ぎでここまで終わりましたから、ここから先もまた町の単独事業で真っすぐ延ばしていきますという話だったものですから、いやそうなると、もちろん工事の期間も当時25年ぐらいかかりそうな期間でしたし、経費なんかもう町の持ち出しが莫大になるということで、それだったらまさに知恵を出し合って県道のバイパス事業ということで県で事業してもらえたらということで運動もし、そして今、実現して、もう本当に事業がこうやって進んでいるというのは大変ありがたいなと思っております。

このバイパスができれば、今おっしゃったように、沿道ということで、多方面からの車は今のこの役場の前のほうじゃなくて、真っすぐ34号に行くアクセスになるわけですから、当然、いろんな活用というか、開発の発展の、そういう可能性があると思います。ただ一方で、やっぱり農振もかぶっているということなので、やはり農業とのバランスということを考えて、かなうならば、せっかく道路ができますから、やはりいろんな活用のされ方をしているかなと思います。なかなか大きな道路のそばに福祉施設はあまりないかもしれませんね。

どっちかという、静かな、あまり騒音のしないところということなものですから、そこは必ずしも福祉施設に限らず、公共施設に限らず、ぜひ地域の活性化にもつながるような活動はぜひやっていきたいと思っております。

以上です。

**○井上敏文議長**

7番池田議員。

**○池田和幸議員**

少しでも可能性はあるかと思っておりますので、それは検討していただきたいと思っております。

最後の質問をします。

先ほど誘致という言葉を使いましたけれども、現在、先ほどから言っています施設に関しては、町内でもるんびに園さんとかしゃくなげさんとかありますけれども、そういうところは皆さん医療法人という形を取られていると思います。だから、できればうちにもまだ古賀小児科さんとかありますので、そういうところに対して働きかけをするのもこれからの行政としてできないことはないんじゃないかなと思っておりますので、最後をお願いします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今お尋ねの病院に限らず——ただ、今お尋ねの病院は、もう池田議員、御地元でもあるものですから、町がというよりも、ぜひ地元議員としてもそうした働きかけもして機運を醸成していただいたら、町もそれには一緒にやらせていただきたいと思っております。

以上です。

**○井上敏文議長**

7番池田議員。

**○池田和幸議員**

それでは、これで一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

**○井上敏文議長**

7番池田和幸議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時40分。

午後2時27分 休憩

## 午後 2 時40分 再開

### ○井上敏文議長

再開いたします。

8 番西原好文議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

### ○西原好文議員

8 番西原好文でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は 2 問ほど提出しております。

それでは、1 問目、江北町過疎地域持続的発展計画の取り組みについて、令和 2 年11月20 日、東京都メルパルクホールにおいて、新過疎法制定実現総決起大会・第51回定期総会が開催されております。

定期総会では、新たな過疎対策法の制定に関する決議・要望についての議案が提出され、原案どおり決定されております。大会後は、県選出の国会議員への要望活動も行い、このとき、我が町は過疎地域から除外されるのではないかと心配しつつ要望活動に参加したことを思い出します。

その後、翌年の令和 3 年 4 月 1 日からは新たな過疎法が施行され、同年 9 月議会で、江北町過疎地域持続的発展計画の策定についての議案が提出されております。議案の提案理由の説明で町長は、本町が過疎地域として指定を受けていた過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月末で期限を迎え、新たに令和 3 年 4 月 1 日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、引き続き本町は過疎地域に指定をされました。一時は今回をもって過疎地域から外されるということで心配をしておりましたけれども、議員の皆様の御協力をもちまして何とか新法におきましても、江北町は過疎地域の指定を受けることができました。この過疎地域の指定を受けることで、様々な有利な財源を活用できるものですから、そういう意味でも、我々としましては過疎地域の継続的な指定ということで運動をしてきたわけであります。過疎地域の指定を引き続き受けることになったものですから、これからもしっかりその恩典を享受していく必要があると思っております。

そういう意味で、今後、本町が過疎地域における国の財政上の支援措置を受けるためには法律第 8 条 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から 7 年度までの 5 か年を計画期間とする江北町過疎地域持続的発展計画について策定をし、議会の決議を受ける必要があると言われております。新たな過疎法の期限が10年なので、この 5 か年計画は前期計画になると思えます。

そこで質問です。令和8年度から5か年は後期計画になると思いますが、前期計画に比べどのような見直しをされたのか、お伺いをいたします。

また、後期計画については、関係資料を含め詳細な説明を議会に対し実施されるのか併せてお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今回、西原議員からは、江北町過疎地域持続的発展計画の取り組みについてということで御質問をいただきましたし、現在の法律下におきましてもなお、江北町が過疎地域の指定を受けられるようになった経過については、詳細に御説明をいただきました。

令和2年の11月ですから、もう5年以上前になるんですね。当時議長であられました西原議長と過疎関係はよく行動を共にしておりましたけれども、多分、私はこのとき総会には出席しましたが、要望活動には行かなかったと思います。

というのも、先ほど御紹介いただいたことの中で、1つには、一時は今回をもって過疎地域から外れるということで心配をしておりましたけれども、当時も多分そう言いましたけれども、正直言うと心配していたというよりも、もう諦めていました。というのは、次にまた過疎が延長、また新しい法律ができたとしても、ちょっと今回は江北町は過疎の指定は受けられないだろうと我々もそのときは心配をしていましたけれども、関係の国会議員さんを含めて、えっ、何で江北町が過疎なんですかと言われるぐらいのことだったんですよ。それは実はいいことではあるわけですけど、それだけ人口が減っていないということでもあるわけですけど、ただ、炭鉱華やかりし頃の人口の急減のところ、ちょうどこれまでは過疎の指定の基準だったものですから、何とか今まで入っていたけれども、いよいよ、今全国でそれこそ人口が減っている中で、果たして過疎地域ということ限定的に指定される中で本当に江北町が入るだろうかということは正直諦めかけておりましたが、それこそ総会的时候了かね、大会のときに、あるというか、名前を言っていると思いますけれども、北海道選出の鈴木宗男議員が、こんな過疎から、過疎が大事だと、地方が大事だと言っているときに、法律が変わったことによって外れる自治体があってはならないということを声を高らかに参加者、また関係の国会議員に言っていただいたことで風が変わりまして、本当に何とか新法の中でも江北町は過疎の指定を引き続き受けられましたし、そのことによって過疎地域であ

るから受けられる過疎債といった、経済的な支援も受けられるようになったということです。

ただ、今回が本当に、どうもいよいよ最後なんじゃないかと思っております、従来のやはり過疎頼みとか、過疎頼りという財政体質からの脱却ということも併せて考えていく必要があるということもその当時申し上げたと思います。

今回は、その10年延びたうちのまず5年間の計画が終了しましたものですから、次に改めての改定ということになります。

これについては担当課長から、先ほどの御質問についてお答えをさせていただきます。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

#### ○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員のほうからも御紹介がありましたとおり、町長のほうからもありましたけれども、今現在、国の財政上の支援措置等を受けるために、町の過疎計画を策定する必要があるということで、県で定められた持続的発展方針に基づきまして、令和3年度から7年度までの5か年を計画期間とする過疎計画を現行策定しております。

今回、現行の過疎計画を変更することにつきましては、法の規定に基づき議会の議決を必要とするということから、今議会へ議案として提出をしているところでございますけれども、現行の計画と比べてどのような見直しをするかということで御質問いただいておりますので、概要を御説明させていただきたいと思っております。

主なものとしたしましては、これまでの計画に時点修正を加え、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5か年間の計画ということで変更をするものでございます。

施策の区分ごとの事業計画に記載をしている事業のうち、既に事業が完了したものは削除をし、今後新たに事業として想定されるものを項目の追加を行っております。

以前は過疎債に頼らざるを得ない状況であったものと思っておりますけれども、現状におきましては緊急防災減災事業債や緊急自然災害防止対策債など、過疎債と同様の充当率の地方債ができておりますので、こちらのほうも活用しているところでございます。

また、詳細説明につきましては、今回、既存の計画を時点修正して新たに想定される事業を追加し、幅広く盛り込んだ計画としておりますので、主な変更点として議案の説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

8番西原議員。

**○西原好文議員**

それでは、次の質問に入る前に、パワーポイントにより私の考えを皆さん方にお知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。切替えをお願いいたします。

(パワーポイントを使用)先ほど同僚議員のほうからちょっと質問が出ておりました。これは令和3年に江北町の「まちミライ創生プラン」が策定されております。議長ともよく話をするんですけど、ここは全国の自治体もそうですけど、前は総合計画というのを策定しておりました。令和2年度を最後に総合計画を議会のほうに出す必要がなくなったということで、総合計画自体がなくなりました。その代わりと言ってはなんですけど、先ほど町長が答弁をされておりました令和3年度に、これは地方自治体に国が町自体の独自のプランを立てなさいということで、令和3年度をめどに、これも5か年計画なんですよ。このビジョンの下、我が町にも令和3年の4月1日から施行できるように、資料としては相当な資料をつくられましたし、このときに私も議長をしておりましたので、いろんな委員会等にも出席したことを思い出します。これが過疎計画とダブってしまっておったものですから、私が過疎計画を、変更がですね、これまた令和3年の4月1日に新過疎法が施行されると思っていたんですけど、このまち・ひと・しごと創生総合戦略のプランが先行しまして、このときは本当にプランの審議が庁舎内でも相当されました。その過疎計画の審議はほとんどあっておりません。なぜかという、その代わり9月の議会で新過疎法の議案として提出されております。そのときに、9月の議会に提出されたときに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にあつたPDCAサイクルということで、プランを立て、計画、実行し、改良、改訂し、評価、チェックをするということで、このPDCAサイクルという言葉がまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に出てきたわけなんです。令和3年度の9月に出された、これは総合計画の中の6の2、計画の達成状況の評価に関する事項ということで、本計画の達成状況の評価は、毎年度、庁内においてPDCAサイクルによる効果検証や改善、進捗管理を行い、ホームページ等で公表するとなっております。

先ほど同僚議員のほうから、まち・ひと・しごと創生総合戦略の状況はという質問があつておりましたけど、課長は今年度に、各課における結果をまとめ精査するという答弁をされ

ましたけど、本来は、この過疎計画でいけば、毎年度このP D C Aサイクルによって検証する必要があるんですよ。あなたたちがつくった過疎計画であれば、毎年毎年この計画を立てた分は検証しますよということをうたっているんだから、それをホームページに載せますよと公表しているんだから、このP D C Aサイクル、これを活用してどの程度あなたたちが審議をしたかということになる、要するに。その結果をどの程度ホームページに載せたかということ、まず答弁をお願いいたします。していないならしていないでいいです。載せていないはずだから。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。総務政策課長。

**○総務政策課長（山中博代）**

西原議員の再質問にお答えしたいと思います。

現行計画の計画の達成状況の評価に関する事項のところの御質問と思います。P D C Aサイクルによる効果検証ということでございますけれども、P D C Aサイクルについては、毎年事業計画を立て、予算計上、事業実施、決算の認定を受けることで進捗管理をしているということで判断をしております。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

少し詳しく言うと、今回の過疎の法律というのは、今までの法律の、今まではずっと法律の延長をですね、法期限の延長、10年、10年と来ていたんですけれども、恐らくこれは国のほうでも、例えば、財政サイドとか、やはりいろんな議論があったんじゃないかなと思いますけれども、新たな過疎法というふうな言われ方をしていたですね。

実際、今までの法律の延長ではなくて、ほぼ同じですけどね、新たな過疎法という形で法律が制定をされ、そして幸いというかな、江北町も今のところ、そこの指定を受けられているということでもあります。

幾つか新しい法律という形になったことによって少し変更点がありますけれども、現在、県内20市町のうち過疎の計画を持っている、要は過疎地域の指定、全部かどうかは別として、20のうち11に増えました、このところですね。というふうに、かつては限られた自治体

—だけと言うといけませんけど、それがいろんな、今全国的にも人口減少だからですね、増えたというのが一つ。

それともう一つが、今回御質問をいただいている評価ということですね、計画の中に盛り込むようにというのが国の指導でありました。

実はさっきの11の市町の中でも大分議論があったんですよ、この評価と書いてあるけど、どういうふうな形で評価をしたほうが本当にいいだろうかと。というのが、御承知のとおり、過疎計画というのは、計画に書いているものを全部やる必要がある計画というよりは、実際事業をやるときに、やっぱり過疎債を使うためには計画に入っていなければいけないものですからですね。という意味の計画なものだから、なかなか進捗管理って難しいよねということの中で、11市町のうち10がうちと同じような表現を実はしているんです。P D C Aサイクル、マネジメントサイクルといいますけれども—という言葉が、それこそまち・ひと・しごと創生総合戦略なんかでも入っていたものだからですね、入っています。

1つだけは、うちと同じような文言じゃなくて、議会に報告するということもあるんです。これは佐賀市です。佐賀市は、評価については議会、ただ、総務常任委員会に報告すると書いてあるんです。だから、そういう方法もあったかもしれませんが、ただ、1つの常任委員会に言うだけということなんです。うちと同じような標記をしているところが11のうちの10。ただ、書いたものの、今申し上げたように、もともとつくってこれを全部やるという計画と違うものだから、どんな形で進捗とか、マネジメントということを整理したほうが、書いたものの、そこが実はどこの市町も頭を悩ませているところでした、今回改めて調べましたけれども、ほぼうちと同じような状況です。

どういうふうに整理したかということ、毎年度、それとP D C Aを回して効果検証してホームページで公表すると。この4つが要素だろうということなんですね。さっき言ったように、過疎債を使ってどの事業をやるかということについては、当然予算でもお示しをしていますし、過疎を使った事業というのはいつも御報告をしています。そしてそれを、今度決算をさっき課長が言ったように、実際9月の決算委員会で決算を受けることになっていますので、先ほどあった4要素の中でいくと、このホームページの公表というのをどうするかということなんですね。これは、実は過疎計画を読んでいただくと、先ほどおっしゃったように、最終年度の目標を決めているんです。それは人口です。なので、今回終わりましたものですから、ですから、この人口が過疎計画で掲げている目標どおりだったかということは、この3

月で終わって目標値との乖離とかいうことは当然最終的には公表する必要があると思っています。

今回御質問をいただきましたものですから、改めてほかの市町にも聞いたんですけれども、表記は大体同じ、佐賀市を除いてですね。ただ、やり方は逆に何もやっていませんと、うちは一応そういうふうな考え方は整理をしていますけどですね。というところもありましたが、江北町としては、過疎債を使ってどんな事業をやるかということは毎年度予算編成もしていますし、その事業の結果については決算も受けていますし、ただ、今度最終のホームページの公表というのは、今回計画が終わりまして、過疎計画に入っている人口については目標よりも高かった、低かったということはきちんと公表する必要があると。人口そのものはもちろん毎年載せてはいますけどですね。という整理をさせていただいているということになります。

#### ○井上敏文議長

8番西原議員。

#### ○西原好文議員

それでは課長、いろんな事業を載せていますよね。そのことについては、毎年毎年そういった人口についての評価はするということでしょうけど、その事業についての見直しだとか評価というのは今まではされていないという理解でよろしいでしょうかね。

それでちょっと、おもしろい資料をまた出させていただきます。

(資料を示す) この資料、これはまだ過疎自立促進計画のときの資料ですよ。平成28年から平成32年までのものです。このときは2部作成されていました。2部。どういうことかという、これが12月に出版されている、平成27年の12月に。同じく計画期間は一緒に平成30年の3月、これは変更計画なんです。ということは、中の事業を見直しされているんです。変更を出されているんです。先ほど町長が、同じ質問の中で不思議だなと思ったのは、健康ポイントがこのとき、平成30年のときに新たに加わったんです、健康ポイント事業。

そういったことで、過疎についても見直しされた時期というのが、この資料の中で分かるんですよ。今度も、本来であれば毎年毎年のように、私の感覚ですよ、事業を見直しされているのであれば、その途中でいろんな、町長がいろんな事業をやりたいということは付け加えてじゃないですけど、事業の変更として出されてもよかったんじゃないかなという気がいたします。そこが私たちのところに現れてこないものですから、5年ぶりにぼっと出てき

た資料が何も変わっていないじゃないかと、今度町長が提案されている町内タクシーだとか、いろんな事業は分かりますよ、それがいきなり出てきたんですけど、今年度出てきた資料を見れば、何か取ってつけたような事業の資料のつくり方じゃないかというふうなことを私は感じたんです。

だから、こういった前の資料を見たときに変更までできた時期もあったのに、なぜ今は行われぬのかなど。毎年こうやって検証しますよという文書載せているのにもかかわらずですよ。

そこら辺は課長としてどう——町長に答弁を。

### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

### ○町長（山田恭輔）

後で議論になるかもしれませんが、ということはどういうことかということ、過疎頼みにしなくていい事業が増えたということじゃないかなと思います。

というのも、私も以前武雄市の職員をしております、まさに過疎の担当をしていたんですよ、企画課長をしていましたから。それで、大体5年の計画を立てていたんですけど、過疎で過疎債使えるだけでもないんですね。過疎地特例というのがあって、普通の、例えば、保育所の補助だったら4分の3なの、過疎地域の保育所だったら4分の3が4分の4.5とかになったりするんですよ。ところがこれも過疎計画に書いていないとかさ上げの補助を受けられないんです。

当時、実はそれが入っていなかったんです。保育所の改修というのが過疎計画の中に入っていなかったものだから、せっかく過疎特例を受けられるはずなのに、計画に入っていないものだから受けられないということになったんです。これは大変だということでどうしたかということ、まだ計画の途中だったんですけど、計画の変更をやらせてもらいました、申し訳ないと。入っていなかったものだから、だから、これを入れてさせてもらいたいということは実はしたことがありましたものですから、今回もそういう意味では、わざわざ5年を待たず、必要な、これはやっぱり過疎を使ってやらないと、どうしてもうちの負担が増えますよというようなことがあれば、途中でやっぱりお願いをしていましたが、1つは、最初言ったように、最初の段階でありとあらゆると言いたいけれども、使えそうなものは何でも書いておこうということで過疎の計画って書くんです。

だから、そういう意味ではそこの中でカバーできていたということか、もう一つはさっき言ったように、総体的にやはり過疎の重みというのが薄くなってきているんじゃないかなと思います。

御存じのとおり、ちょうど10年前までは平成27年度のふるさと納税の寄附実績1年間150万円だったんです。私、平成28年に就任して、初年度が4億7,000万円、今累計で70億円を超えました、江北町の寄附が。もちろん全部じゃないです。半分は経費とか事業者に回りますけど、そういうふうによっぱり独自の財源を持つことができたということが一つ。

もう一つは、先ほど課長もちょっと言いましたけれども、本当に以前は過疎頼みだったんです。過疎で対応しない限りは、ほかにはなかなか財源がなかったんです。

何でも全て過疎債でという風潮がありましたものですから、困ったときの過疎頼みだったんです。よく御存じのとおり。ところが、最近は国もいろんな財政支援措置を出してきてあります。例えば、今回はうち空調の整備、これは緊急防災減債事業債というのを使いました。過疎は使わなかったです。これは過疎と全く同じなんですよ、100%充当の70%。あと道路関係でいくと、緊急自然災害防止対策事業債というのがあって、これも100%の70%で全く一緒です。そのほかには、割合はちょっと違いますけど、デジタル活用推進事業債とか、最近子ども・子育て支援事業債というのまであって、そういう意味で、過疎じゃないとほかに財源がないという時代から、実は結構いろんな有効な財源があるようになってきたし、かつては、いろいろ探さなくても、とにかく何かあると過疎が合い言葉のようだったんです。過疎を活用すればいいだろうと。十分に使えていたんですよね。ところが、今はそうじゃなくなって、一番うちがピークなのが、平成14年、15年、ちょうどネイブルの頃。あの頃は、しかも過疎も特任事業というのがあって、ボーナス的に余計使えたようなこともあったんです。当時は平成15年、うち過疎債10億円使っています。借りています。ところが、今は大体年で2億円がアッパーです。さっき言ったように自治体も増えましたし。

ちなみに、令和7年度、今年度、3月補正予算ベースでいくと、過疎債の事業は1億2,000万円しかないんです。というふうに、なかなか前のように、過疎そのものが潤沢にあったし、うちも潤沢に使えていた時代から、やっぱり競争相手も増えてきたし、なかなかやっぱり過疎そのものの重みが小さくなったということはあるんじゃないかなと思います。

そういう意味では、以前からそういういろんな財源があったと思うんですけど、なかなかそういう財源を積極的に見つけに行くということをやっぱりうちの町はしていなかったと思

います。過疎があったからですね。でも、今はそうやっていろんな財源を活用しているので、あえて年度途中で過疎計画を変更させてもらわなければいけないほど過疎に頼らなくてもよかったということと、今はかなり想定される事業は過疎計画の中に盛り込んでいるものですから、今回もですから、今まさに御指摘があった町営タクシー事業は今回の見直しの中で、ひよっとするとこれも使うかもしれないからですね。町営タクシー事業に今年度過疎債は充当していないんです。過疎計画には入れたけれども、過疎債を使うようにはしていないんです。（96ページで訂正）けれども、もしかすると使うかもしれないということで、そういうことは入れさせていただいているということで御理解いただければと思います。

#### ○井上敏文議長

8番西原議員。

#### ○西原好文議員

やっぱり、こういった説明を受けないと、私たちは昔の人間と言ったら今は失礼でしょうけど、私が議員になった頃は過疎頼みだったんですね、過疎、過疎で。道路を造るのにも過疎、過疎で、それこそ財源は何か、過疎、過疎と言って説明を受けていたものですから、私も最近過疎を本当に職員さんたち使う気えられるのかなと、逆に心配するぐらいだったんです。だけど、今、町長が言われたように、いろんな財源が過疎と同じ交付税措置率で借り入れできるのであれば、そういった説明を私たちも聞く機会がなかったものですから、なるほどねと思いました。

ちょっと、画面切り換えてください。

（パワーポイントを使用）今度つくられた過疎計画ですね。同じく計画の達成状況の評価については、今年度は本計画の目標値は江北町まちミライ創生プランに基づいていることから、まちミライ創生プラン有識者委員会で実施するとなっているんですね。これを見たときに、有識者委員会ってまだ実在するのかなというふうな気持ちもあったし、本当に今まで毎年度、この前の段階でいう毎年度PDCAサイクルによる効果検証とかなんとかができていない上に——できていないというか、私たち公表されているのを見ていなかったものですから、今度新たに有識者委員会で実施するとなっていたものですから、本当に大丈夫かなというふうな気がいたしました。

そこで、今回新たに赤書きされているんですね、今説明したのは。

これは最後の質問にしますけど、今回の過疎計画内容に一通り目を通させていただきまし

た。全項目に何が入っているかというと、公共施設等総合管理計画等との整合についての記載があります。これが全12項目に全部です。ということは、公共施設等総合管理計画というのは平成29年に出された計画ですよ。令和3年に新たにつくられておりますので、令和3年度からの過疎計画にも載っているんです。ですから、そういった意味でいえば、公共施設等の管理を過疎計画等でもずっとしていたら、前ですね、教育委員会だけにずっと施設の老朽化だとかなんとかの指摘をしてきましたけど、本来であれば、そこを総括する計画があるのであれば、こういったものを検証していれば、もっと早くそういった公共施設等に対応ができていたんじゃないかというふうな感じがいたします。これがイコール昔でいう町の総合計画なんです。議長もよく言われていました、総合計画をなぜ作成しないのかと。私たちにすればこれが、過疎計画が総合計画イコールまち・ひと・しごと創生総合戦略というのが町の総合計画として、総合計画がなくなったものですから、そういった感じで捉えておったものですから、それがなくなった以上は何を見て町の計画かとしたときに、こういった過疎計画だとか、まち・ひと・しごと創生総合戦略だとかというのが町の計画じゃないかなということ考えているものですから、そこら辺の検証辺りは、今後町長どうやって取り組まれるのかなと。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今回の過疎計画の改定に当たって、ここで私が答弁したような町の基本的な認識とか、やっぱり考え方をきちんと御説明できなかったのは大変申し訳なかったなと思いますし、その上でではありますけど、今回一般質問で西原議員こうやって御質問をいただいて、私も自分なりの考えをきちんとお伝えできたのはよかったかなと思います。

西原議員お持ちの問題意識としては、おっしゃるとおり、以前はとにかく計画行政とか言われて、何かあれば何とか計画、何とか計画というのがお約束で、ある意味つくらされていたというんですか、数年前にも新聞に載りました。国はいろんな計画で地方を縛っていると。だから、なるべくそういう計画というのも見直す必要があるということが書かれていましたけれども、ある意味、そういう国から言われたように計画をつくるということでの安心感というのは実はあったんですよ。例えば、総合計画、これもつくらなくてよくなったしつくっていません。先ほど池田議員から御質問あった中期財政計画、名前は物すごく何という

んですか、中期財政計画ですからね。ところが、蓋を開けてみると、県からの照会で回答したものをそういう名前をつけているとか、例えば、先ほどの公共施設等総合管理計画ですね、これもこれをつくらないと使えない起債とかがあったりしてつくっているとかですね。そういう中で、比較的というか、一番新しいのでいけば、御紹介があったまち・ひと・しごと創生総合戦略と、これは具体的な人口も触れて作成しているので、やっぱりいろんな計画をあまりにも軽くしてしまうと、やっぱり我々の寄る辺がないじゃないかと。また、議会と執行部で共通の議論をする題材がないじゃないかと。だから、やっぱり必要な計画書というのは大事にしないといけないし、その中でも、まち・ひと・しごと創生総合戦略については一番新しい策定をする必要がある計画なので、やはりこういうものはきちんとそれこそ検証し、また評価もし、それこそPDCAを回して、議会ともきちんと共有すべしという意味ですよ、ですよ。（「そうそう」と呼ぶ者あり）おっしゃるとおりだと思っていまして、ぜひそうしたいと思います。

やはり先ほど人口の話もありましたけれども、思いのほか前回は、佐賀は減っていなかったんですよ。ただ、今回どうなのかということはやはり絶えず見ていく必要があるので、少なくとも必要な計画というのをきちんとつくりますし、つくったからには、それについては尊重もしますし、そして、尊重するだけじゃなくて、やはりこれに基づいて必要な事業というのやっていく必要があると思っています。

ちょっと1点訂正させていただきたいのが、先ほど町営タクシー、今回、過疎計画には入れたけれども、今のところ過疎債を充当しないと行ったじゃないですか。後で使うようにしているんです。というのが、1,200万円ぐらい事業費組んでいるんですけど、600万円は過疎を使うようにしています。最初は使う予定にしていなかったんですが、うちが高齢祝い金600万円ぐらい使っているんです。今まで実は過疎のソフトで払っていたんです。ところが、国から指導があって、高齢祝い金は過疎債を使うのは駄目と言われて、それで、その使える600万円の枠をほかの事業で埋める必要があったものですから、だから、今回町営タクシーを計画に入れているので充当させていただいたと。逆に言えば、高齢祝い金、今までは過疎があるから支給していましたが、過疎が使えないということになれば、これからほかの財源を見つける必要があるんですが、ソフト事業は財源の代替性が低いんです。ハードは道路の事業とかは過疎が使えなくてもほかのいろんな補助金がありますけれども、ソフトはなかなかですね。だから、こういうものこそ、これからふるさと納税の中から出していく必

要があるとか、やっぱりここはきちんと情報も共有して、本当に我々一般財源出してでも高齢祝い金続けるのかみたいなこととかも、痛みを伴いますけれども、本当は議論する必要があることだなと思います。

最後にしますけど、先ほど言ったように、計画は大事にします。しっかり管理もしていきます。その中でも、まち・ひと・しごと創生総合戦略が一番新しい計画なので、しっかり検証もし、議会とも共有させてもらいます。

最後に1個だけ。令和3年に過疎をうち指定受けられたですね。また受けられたんですけど、ところが、実はこのときは当初予算の段階では、過疎が続くかどうか分からなかったんですよ。そして当時、もし過疎が続けられるとしても、やっぱり過疎頼み、過疎頼りの依存体質から脱却を、この10年でする必要があるよねという話をちょうどしていたときに、過疎が使えるかどうか分からなかったので、実は令和3年度の当初予算は過疎は全く使わないで実は予算編成させていただきました。それでも一応予算編成はできました。組ませていただきました。ですから、近い将来はそういうことになる可能性がありますし、だからこそ、例えば、ふるさと納税とか独自の財源もこれからはきちんと確保していく必要があるし、やはり、池田議員の御質問じゃないですけど、行財政改革とは言いませんけれども、やはり見直すべきところは見直していくということが、まさに経営だと思います。管理とか計画とかじゃなくて、まさに経営時代の自治体のあるべき姿だと思っております。

以上です。

#### ○井上敏文議長

8番西原議員。

#### ○西原好文議員

本当にせっかく立てられた計画ですので、今後、いろんな陳情等も、政権も落ち着きましたので、そういった意味でも、先ほど町長が言われた鈴木宗男さん辺りにお願いできればね。あのときは私たちもびっくりしました、決起大会へ行っておってですね。あの方の一声で本当にがらっと雰囲気が変わったなと思ったので、ぜひ今後、そういった延ばせるものについては延ばせられるように働きかけをしていきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

分散型水道、導入支援について町の考えはということで、現在、我が町は佐賀西部水道企業団からの水の供給を受けていることは承知しております。しかし、今後水道料金等の値上

げを考えたとき、何らかの動きができないかと思い、質問いたします。

昨年12月22日の新聞に「分散型水道、導入支援へ」という記事が掲載されておりました。

政府は大規模浄水場や長距離配管を要さない分散型水道を導入する自治体を財政支援する方針を固めており、上水道に関しては2026年度、集落単位で設置可能な小型浄水装置の整備費などが補助金の交付対象になるとのことです。

大規模施設や配管網が不要な分、維持管理コストを抑えられる利点があり、人口減が進む中で持続可能な仕組みとして有効だと判断し、下水道処理でも同様の取組を進めやすくするため、今年度の通常国会で関連法案改正を目指されております。

また、従来の上水道は、浄水場から各地域に配管網を長く張り巡らせ、水を各戸に届ける。老朽化した場合、取替えや修繕に多額の費用がかかる。分散型は川などから取水し、小型装置で浄化した後、集落や住宅に配水したり、給水車で水を届けたりする。国土交通省は、自治体が配管施設や改修などに充てる水道施設整備の補助金を拡充し、小型装置や給水車にも適用できるようにする方向で最終調整している。導入費の3分の1程度を支援する方針だということです。下水道については、配管を撤去して分散型に転換する規定が現行の下水道法に明記されていない。国土交通省は法改正で、下水道管網を張り巡らされている区域でも配管網から独立させ、各戸で合併浄化槽を設置する手続を明確化するともありました。

2024年1月の能登半島地震では配管損傷に伴う断水が広範囲で長期化しており、昨年8月には鹿児島県などを襲った大雨や青森県沖での地震など水道管が破損する被害も相次いでおります。長距離の配管を必要としない分散型の導入で、配管の維持・設備費の削減だけでなく、災害時の早期復旧も期待できるようです。

こうした国土交通省の方針を踏まえれば、今後、我が町において老朽施設等の修繕や管の更新、また、災害の発生等を考えたときに、中山間地域や給水人口が少ない地区については、分散型水道の導入を考えたほうがよいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課参事。

#### ○町民生活課参事（武富和隆）

西原議員の質問にお答えします。

分散型水道の導入の考え方についてでございます。

これからの水道施設の更新につきましては、今後の水需要や水道施設の更新事業などの長期的な見通しを踏まえて、地域の実情に応じて水の供給体制を適切な規模に見直すことが必要とされております。

議員がおっしゃるとおり、中山間地域や人口が少ない過疎地域においては、人口減少や人口密度の低下などにより、従来型の施設整備を維持させることが困難となっている場合があることから、このような地域においては、費用の抑制を図る観点からも、現在、国のほうで分散型の水道の検証が行われている次第でございます。

御存じのように、水道事業におきましては、令和2年から佐賀西部広域水道企業団による水道事業の統合が開始されております。

事業運営や水道施設の老朽化、更新なども計画的に行われておりまして、分散型水道の導入につきましては、今後、国の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

8番西原議員。

#### ○西原好文議員

そしたら、切り替えてもらってよろしいですか。

(パワーポイントを使用) これは、佐賀西部広域水道企業団のホームページから拾い出したものなんですけれども、経営指標のレーダーチャートということで、この青のグラフの突出したところがこれを拡大しますと、これは老朽化の状況だそうです。管の経年劣化ということで劣化率とかが書いてありますけど、やっぱりどこの町も敷設してから40年近い年月がたっておるものですから、老朽化が進んでいるということですね。それと、反対側の突出しているのが債務の状況ですね。企業債残高対給水収益比率というのが突出しております。

次に、これが西部広域の水道事業を取り巻く環境の変化ということで3点ほど挙げられております。

1つ目、人口減少や節水型社会の進展等による水需要・料金収入の減少、2つ目、施設の老朽化に伴う大規模な更新需要の到来、3つ目、気候変動による災害の激甚化・頻発化の3項目です。

私が町長に何を言いたいかということ、水道料金、今から上がる、上がるというふうなことで、西部水道も今後いろんな取組をする必要があると思うんですよ。そういった中で、40年

近く、うちの町も今度補正で1,600万円、うちの負担が1,600万円やったかな、西部水道に負担金として払われ工事をされるということですけど、そういうのがどんどん増えてくるわけですね。まさしく全体で言うと、西部水道だけで1,780キロあるそうです。そのうちの350キロが耐用年数を超えているとされている管だそうです。そのうち、うちの町もその当時、鉤害復旧時によく管を布設がえをされていましたが、うちの町は進んでいるほうだったんですね。それがやっぱり年数が経つごとに、正直いって町長、自分の区でも、上に立ち上げられている水道管辺りの漏水が頻繁に発生しているんですよ。それイコールやっぱり、その基となる本管も相当痛んでいるんじゃないかなということで、今後、そういった管の布設替え等に多額の費用を使わないといけないということであれば、水道企業団もいろんな、今後事業の計画の見直しだとか、そういったことも必要じゃないかなということで、そういった取組が新聞に出ていましたので、構成市町の1委員であられる町長が、よければそういった会議等に出られたときに、こういった意見もうちの町で出ましたよということで御紹介をいただいて、そういった取組はどうでしょうかというぐらいは言ってもらえればなと思ったんですけど。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今回、分散型水道ということで御質問をいただきましたけれども、その根底にある考え方というんですか、これは比較的、我が町はですね、それこそ西原前議長とは一緒に浄化槽セミナーに行って、目からうろこの、ちょっと言ってみれば気づきを得たところから多分始まっていると思います。

というのも、令和元年、3年、大雨のときにも、せつかく整備した町の下水も、また農集の水路網が、中にやはり雨水が入ってきたりして、住民の皆さんが使えないということの中で大変御迷惑をおかけしましたし、その中であって、もうひっきりなしにかかってくる苦情の電話に、うちの職員がもう本当に夜を徹して、しかも、あの排水の中に手を入れて一軒一軒回っていかなければならないという光景を見たときに、本当にやっぱりこういう形でこれからもやっていかなければいけないのだろうかという問題意識というものを多分共有したと思いますし、その後に開催されて一緒に参加をした浄化槽セミナーが、それが1つのこれからの将来の我々の最適解じゃないかということをお互いに話し合ったのは今でも覚えていま

す。変な話、わざわざお金かけて道路を掘りたくって管を埋めて、そして、いよいよのときはまたそれを掘り戻して、またいよいよ詰まったり水の漏れたりするときはまた掘ってというのが、やはりこれから災害が頻発することが予測される中で、本当にスマートな、やはり生活基盤の在り方だろうかということをお願いしたいと思います。

やはり将来的には下水についても、今はただどっちかというところと広域化みたいな話になっているんですけど、これだけ小さな町、江北町であれば、そういう本当に広域の中に入ったほうがいいのか、そういうスタンドアローンと言うんですか、そういう浄化槽ということをもっとうまく使うようなことを考えたほうがいいのかということだと思います。やっぱりどこかで結論をしないとずっと更新していくものですから、いや、最近更新したから、まだしばらくはですねと言うと切りがない。だから、そのポイントがあるんだろうと思います。ここではその判断をしないといけないよねと。だから、そこをやっぱり見極める必要があると思いますし、結果的には上水も同じことになってきたんだと、あのときのそういう考え方が分散型ということだと思います。

御存じのとおり、江北町はかつては水道料金が低いと言われていました。それは何で低いかというと、まじめにちゃんと更新をできてきたからなんですよね。だから、先ほど西部水道でまだ老朽管があるというのは、多分全体の構成市町でいけば、うちよりほかのところが多いんじゃないかなと思います。なので、恐らく西原議員がおっしゃったのは、うちの町のことじゃなくて、西部水道として、多分うちの町じゃないことが多いであろう老朽管をまた全部更新するぐらいなら、分散型で、下水で言えば浄化槽ですよね。みたいなことのほうにしたほうがいいんじゃないかということも積極的に言っていくべきだという意味ですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）まさにそうさせてもらいたいと思います。

今回、土淵議員からも西部水道の話がありましたけれども、まさにそういう経営状況をしっかり見たり、必要なやはり提案をしていくということが江北町としてのコミットの仕方だと思いますので、ぜひ、中でも研究させてもらいます。恐らく先ほど答弁した武富参事が4月以降も江北町職員として多分研究をしてくれると思いますから、ぜひ、町としても研究をし、また、そういう広域の中でも発言をしたいと思います。

江北町の水道管の更新率というか、老朽化率というのは武富参事がこの後答えます。

## ○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

分散型と言えば、武富参事御存じのとおり、集落単位で水道を小型化するという事です。今後、うちの町として、例えば、門前地区に密集した住宅が点在するとなったときに、その分散型が果たしてうちの町で採用できるものなのか、最後に参事の考えをお聞きいたしたいなと思います。

○井上敏文議長

町民生活課参事。

○町民生活課参事（武富和隆）

西原議員の再質問にお答えします。

分散型の考え方ですけれども、下水道も、実際山間地については費用対効果のために浄化槽で整備を行っております。

そのような考え方で、水道についても将来的には人口減少とかも考えられますので、そういった方針もあるんじゃないかという考えであります。

それと、県の水道ビジョンに江北町の耐震化率ということで整備が上がっております。

今現在、これが令和2年の資料なんですけれども、これが耐震化で21%の耐震化率となっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

先ほど町長が言われました、参事についても、今後まだ役場のほうに残ってもらって、いろんな御助言等をいただければと思っております。

これをもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○井上敏文議長

8番西原好文議員の議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時50分。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

9番田中宏之議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

#### ○田中宏之議員

9番田中宏之でございます。本日最後の質問者になります。お疲れでしょうが、最後までよろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問をしていきたいと思えます。

高齢者の脳活に役立つeスポーツのさらなる推進を。

昨年12月13日に、町内在住の65歳以上の方を対象にした、「ゲームで元気！こうほくモチノキ杯」が公民館3階の大ホールで開催されました。参加者の方々が会場いっぱい集まっており、にぎやかで元気いっぱいeスポーツを楽しまれている姿は非常によかったと思えます。

そこで、質問の前に課長のほうから大会当日の様子や、ゲームイベントの内容、参加チームの数や参加者数などの詳細について説明をお願いしたいと思います。

また、このイベント以外のこれまでの取組等についても併せて説明をお願いいたします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

#### ○健康福祉課長（松田佳世子）

田中議員の御質問にお答えいたします。

ゲームで元気！こうほくモチノキ杯について御説明いたします。

（パワーポイントを使用）画面の写真は大会開催時の様子です。令和7年12月13日に江北町公民館3階大ホールにおいて、町内在住の65歳以上の方を対象に開催し、13地区から14チーム、参加者数69名の皆様に御参加いただきました。参加者の平均年齢は76.9歳で、最高齢は87歳、最年少は66歳であり、男女比はおおむね同数でありました。

ゲーム大会では、Nintendo Switch Sportsによるボウリングトーナメント及び太鼓の達人によるスコアランキング対決を実施し、会場は大いに盛り上がり、参加者の皆様が笑顔で楽しみながら交流される様子が見られました。

また、競技以外にも、ゲーム体験コーナーや脳の健康度チェックコーナーを設け、気軽にゲームに触れる場を設けました。

また、イベント以外のこれまでの町の取組につきましては、シニア脳活ゲーム事業を段階

的に実施しております。

まず、普及啓発を目的として、体験会を実施しております。令和6年度には町の公民館で体験会を2回開催し、45名の方に参加いただきました。地域に出向く出張型体験会を令和6年度には23回、令和7年度には1月末時点で33回実施し、29地区で延べ800名の方に御参加いただきました。

次に、地区で中心となって取り組んでいただける方を増やす目的として、シニア脳活ゲーム教室を令和7年度から実施しております。1月末時点で18回開催し、14地区から延べ73名の方が参加され、ゲーム機の接続や操作方法の習得に向けて実践をしていただきました。

さらに、地区での継続的な活動を支援するため、ゲーム機材の貸出しを令和7年度から実施しております。1月末時点で11回、7地区に貸出しを行い、老人会や通いの場、地区の世代間交流のイベントなどで御利用をいただきました。

本町では、普及啓発、活動支援、交流促進の各段階に応じた取組を実施し、地域における継続的な介護予防活動の推進を行っております。

以上でございます。

#### ○井上敏文議長

9番田中議員。

#### ○田中宏之議員

ありがとうございました。

それでは、質問に入りたいと思います。今、課長答弁で幾つかかぶるところはあると思いますが、取りあえず質問します。

1問目から3問目まで一括して質問したいと思います。

町で保有しているゲーム機器として、どのようなものが何台あるのか、お尋ねします。

2問目、昨年5月から月2回、シニア脳活ゲーム教室を開催されておりますが、参加の状況はどうですか。また、今後も教室は続けていかれるのですか。

3問目、町内のほとんどの地区に老人会があると思いますが、老人会への貸出しの状況はどうですか。また、老人会以外から貸出しの依頼はありますか。

よろしく申し上げます。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

## ○健康福祉課長（松田佳世子）

田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、町で保有しているゲーム機器及び周辺機材についてでございますが、現在、ゲーム機本体は、Nintendo Switchを4台、PlayStation5を1台保有しております。また、ゲームソフトは、Nintendo Switch Sportsを3個、太鼓の達人を3個、ぶよぶよeスポーツ2個を保有しております。

さらに、周辺機材として、プロジェクターを2台、スクリーン2台、モニター3台、スピーカー3台を保有しております。

続きまして、シニア脳活ゲーム教室の参加状況と今後の継続についてでございますが、令和8年1月末時点での教室の参加実人数は50名、延べ参加人数は73名であり、1回当たりの平均参加者数は4.1名となっております。参加地区は14地区にわたり、出張型シニア脳活ゲーム体験を実施した地区の約半数の方から教室のほうに参加をいただいているところでございます。

一方で、ゲーム機の操作に不慣れな方や地区からお一人で参加される方は、ゲーム機の操作方法の習得負担が大きかったり、2週間に1回の頻度では前回習得した内容の定着が難しいといった課題も明らかとなっております。そのため、実施方法等の見直しを行い、来年度はシニア脳活ゲーム教室を実施していきたいと考えております。例えば、各地区の公民館で短期集中的に複数名のグループの方を対象に実施するなど、ゲーム機の接続や操作方法の習得へお一人の負担を軽減し、皆さんで楽しく継続していただけるよう、必要に応じて見直しを行ってまいります。

最後の、ゲーム機の貸出状況についてでございますが、令和7年度1月末時点で11回貸出しを行っております。老人会への貸出しが3回です。また、老人会以外での貸出しは8回となっております。8回の内訳につきましては、通いの場で3回、区の世代間交流等のイベントで1回、大会出場に向けた練習で4回利用していただいているところです。

以上でございます。

## ○井上敏文議長

9番田中議員。

## ○田中宏之議員

結構な数、利用されていますね。よかったですね。

それでは、4問目ですけど、高齢者の脳活は非常によい取組だと思います。各区の老人会にもっと広がるような周知の方法などは考えられておりますか。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。健康福祉課長。

**○健康福祉課長（松田佳世子）**

田中議員の御質問にお答えいたします。

今後の周知方法及び普及に向けた取組についてでございますが、まず、普及の拡大に向けて、今後も各地区公民館等での出張型シニア脳活ゲーム体験を継続し、老人会等への周知を図ってまいります。まだ未実施地区への働きかけを積極的に行ってまいりたいと思っております。

地域での継続的な活動につながるよう、シニア脳活ゲーム教室や機材貸出しを行い、通いの場や老人会などでの自主的な取組の定着を支援してまいります。

さらに、「こうほくモチノキ杯」のような大会を定期的を開催することで、地域を越えた交流の機会や、プレーヤーとしてだけでなく、応援者としても楽しめる場を設け、多くの方に参加いただけるイベントを行ってまいります。

令和8年度には、Nintendo Switch Sportsを活用した全国規模のシニアボウリング大会が予定されております。

（パワーポイントを使用）今画面のほうに出ておりますが、任天堂主催の全国規模のシニアボウリング大会に出場する町の代表選手9名を決定するため、予選会として、「第2回こうほくモチノキ杯」を3月28日土曜日に開催する予定としております。

今後もeスポーツを活用したシニア脳活ゲーム事業につきましては、高齢者の健康づくりと地域交流の促進を図るため、事業の効果検証を行いながら、状況に応じて見直しや改善を行い、事業拡大に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今回、田中議員からは江北町におけるeスポーツのさらなる普及をとということで御質問をいただきました。

2年目かな。きっかけは、私、佐賀県町村会の視察で熊本県美里町に行きまして、そこがeスポーツを活用しておられるということを知りまして、ぜひ江北町もということで健康福祉課のほうに依頼をしまして、美里町にも行ったんですよ。実際行って、ヒアリングをしたところがスタートですけども、まだ2年目にしてはよくここまで、言ってみれば住民の皆さんにも受け入れていただいて、普及がうまくできているなど、我ながらというか、健康福祉課に大変感心をしております。課長を中心に健康福祉課全体でももちろん取り組んでくれてますし、担当者が本当に熱心に取り組んでくれてます。

これもむやみやたらと広めているわけじゃなくて、最初は第1段階として、ある意味高感度な高齢者の皆さん方、もしくは興味がもともとあった方に来ていただいて、体験会を開催させていただいて、これをキーマンにして、今度はその方たちの区の出向いて行って、まず、それ以外の皆さん方の体験会をさせていただきました。ところが、これがだんだんこも、うちの区もうちの区もということになると、当初はうちの職員が全部出向いて行ってたんですよ。そうすると、どうしても一定限界があるということで、先ほど話があったように、今度はそれぞれの区で実際機械の準備とかをしていただく方の養成という、非常に政策的にもセオリーどおりの取組がやれていて、どうしても、いや、ちょっとこの機械はという苦手意識が高齢者の方はあるので、その養成も進めた結果、先ほどから御紹介をしているような状況になったということですし、課長のほうは言いませんでしたけど、今年1月23日には、先ほど御紹介しました12月13日のモチノキ杯で入賞をされた上位3チームが福岡県の広川町とネットを通じて対抗戦ということで開催をさせていただきまして、何と3連勝、江北町が勝ったということで、さらに盛り上がりました。

今は町のほうで持っていて貸出しという形をしたりしているんですけども、ここも、もしこれからさらに普及をする中で、何か町のほうでもそういうハードも含めてできることがあれば、そこは考えたいなと思います。

私自身が思ったのは、一つは、まだまだ食わず嫌いというか、ちょっと私は——やっぱりゲームとなると、子供の遊びみたいに思って、まだ及び腰の方たちがおられるので、まず一回してもらおうという方たちを増やすというのが一つ大事かなと。ここはただ、区でやり始めると、不承不承でも何となく始めていただけるんじゃないかなと思っています。

もう一つ気づきは、やるだけじゃなくて、人がやっているのを見るのも楽しいというのが、これが非常に驚きでした。12月のモチノキ杯は会場の中であちこちでやっていたんですけど、

1月の対抗戦はみんなが固唾をのんでプレーを見守るということでしたけど、応援する人たちも本当に熱心に応援をしてもらって、だから、やってよし、応援してよしということも実際やってみて分かった気づきだなと思います。

近くでは、大町町さん、それと、武雄市さんとかeスポーツをやられているところもあるんですけど、ゲームの種類がいろいろ違うみたいで、うちもぷよぷよだったり、あとは太鼓の達人とボウリングとやっていましたけど、ボウリングはもしかすると、一番そういう意味ではみんなで楽しめるということがいいんじゃないかなと思います。

先ほど、広川町に続きまして、今のところ、今度は武雄市と対抗戦ということでも今計画をしておるようですし、何よりもまずは全国大会を、ぜひ町民の皆さん、こぞって参加をいただいて、参加をしていきたいなと思っています。

以上です。

#### ○井上敏文議長

9番田中議員。

#### ○田中宏之議員

確かに2年間で、先ほど御紹介ありましたとおり、約800名の方が体験をされたということは非常によかったかなと思います。これも高齢者の健康づくりには大変いいことだと思います。

先ほど町長が紹介されました大町のほうに私、出向いて撮影してきていますので、画像を見させていただきます。切り替えてください。

(パワーポイントを使用)これは大町でeスポーツをやっています。これはぷよぷよですかね。毎週やっておられます。そして、これは番付とありますけど、こういうふうにならばずっと勝ち負けを記録して行って、こういう番付をつけられます。

先ほど町長おっしゃいましたとおり、職員がずっとそばで対応するのはやっぱりできないんですね。ですから、大町の場合もボランティアで一般の方がお世話をしているということでした。そういうことでございます。

最後の質問ですけど、今、江北町では、ボウリング、それから、太鼓の達人、ぷよぷよも一部やっておりますけど、いろんなゲームはあると思います。例えば、マージャンゲームとか、囲碁とか、将棋、スポーツのテニスとかゴルフ、こういったものも増やして行って、そして、興味のある種目に参加をしてもらうように、そういうことは考えられませんか。例え

ば、そういうことをすれば、もっと人が集まってきて、それこそ老人の方の健康づくり、また、健康寿命が延び、それがひいては医療費の削減にもつながってくるんじゃないかと思います。町でやるときは、4月から始まる町営タクシーを利用して来てもらえば非常にいいんじゃないかと思いますけど、その辺の考え、お願いします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど御紹介したとおり、江北町でも幾つかのゲームの種類をやらせていただけてきていますが、今私が見ているところ、ボウリングが一番、実際やるだけじゃなくて、応援する方も含めて、しかも、一つに関わる人数の多さとか、盛り上がりとかいうことを考えると、ひとまずはボウリングを中心にやらせていただけたらいいなと思いますけれども、将来的にはどうか、先ほど御紹介いただいたようないろんな種目というのもあると思います。恐らくほかの自治体ではほかの種目をやっておられるところもあると思いますので、ぜひそうした情報収集といいましょうか、はもちろん引き続きやらせていただきたいと思います。

以上です。

**○井上敏文議長**

9番田中議員。

**○田中宏之議員**

ぜひこのeスポーツを利用して、健康増進のほうに力を入れていってほしいと思います。

では、次の質問に行きます。

次は、学校給食の提供量についてです。

我が町では給食費の無償化に取り組まれており、多くの保護者さんが大変助かっていると思います。栄養バランスやカロリーなど綿密に計算されているかと思いますが、提供されている量は十分なのか、特に副食のおかずについてはどのような基準で提供をされているのか、お尋ねします。

また、今度、米価が高騰しておりますが、米の調達はどのようにされているかをお尋ねします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。こども教育課長。

**○こども教育課長（坂元弘睦）**

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1問目の副食のおかずについて、どのような基準で提供されているかということでございます。

こちらについては、主食、副食を併せて学校給食摂取基準に基づいて提供をしております。

この基準については、文部科学省が定める、児童・生徒の健康増進や食育推進のために学校給食で取ることが望ましいたんぱく質ですとか脂質、炭水化物などの栄養量の基準でありまして、給食センターにおります栄養教諭のほうで毎月献立を立てまして、児童・生徒に提供をしているものでございます。なお、その基準に当たっては、児童・生徒の身体状況や活動量を勘案しておりますし、年齢ごとで一日に必要なエネルギー量と栄養素量の3分の1が目安となっております。

なお、量については、育ち盛りの子供にとっては物足りないケースもあるとは思いますが、この学校給食摂取基準及び栄養バランスについては満たしていると考えております。

また、お米の調達がどのようにされているのかということでございますが、こちらについては、JA食糧さがと年間契約を結びまして、江北産のお米を調達しております。

以上であります。

**○井上敏文議長**

9番田中議員。

**○田中宏之議員**

課としてはちゃんと量も提供しているということでもいいですね。——はい。

実は、何でこういう質問をしたかということ、保護者の方とか、直接児童の方からも、ちょっと少ないとか、そういった声を聞いたもので、それで質問したところです。

それで、実は、小学校、中学校のほうに給食時間にお邪魔をして、本当に突然で迷惑かけたかもしれませんが、どんなものが出ているか見ていただきます。画面を切り替えてください。

（パワーポイントを使用）これが給食の準備を児童たちがやっているところですね。

私がちょうど行ったときは空揚げでした。多分、ネットか何かで空揚げ1個とか出たのを皆さん記憶にありますかね。そしたら、見たところ、江北の場合はいろいろありました。安

心しました。

せっかく町のほうで補助をして、給食を提供しているところでございます。以前は、給食費はPTAの役員で徴収をして、あと、食材の納入者とか、そういう人たちを選定しておりました。私もPTA役員をしたときは、当時、試食もしたような覚えもあります。そして、給食の内容じゃなくて、そのときは、金の食器か、アルミか、そういう時代だったと思いますので、これではおいしくないんじゃないかというようなことを提案して、ずっと食器等も変えられていったような記憶があります。

そこで御提案ですけど、せっかく町で提供しているなら、年に1回ぐらい、町三役の皆さん方とか課長、あるいは議員のみんなと一緒に試食をしてもいいんじゃないかなと思いますけど——もちろん経費は払わないといけませんよ。準備も自分たちでしないといけませんよ。どうですかね、その辺は。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。牟田教育長。

#### ○教育長（牟田久俊）

田中議員の御質問にお答えします。

この学校給食については、江北町は以前から無償化ということで補助をいただいて、本当にありがたいなと思っております。今回の国の制度が開始された以降も、上乘せ分も御負担いただけるということで、ありがたく思っているところでございます。

先ほど御提案がありました学校給食につきましては、先ほど課長がお答えしましたように、基準を満たしているということで、質、量ともに十分あると思っておりますけれども、やはり配膳の段階でどうしてもばらつきがあるというのはしょうがないところで、栄養教諭が見本を示して、それに基づいて配膳をしているということで、主菜についてはなかなか、数が限られておりますので、一人1個の場合もありますけれども、副菜については十分ございますので、汁物であれば少し残しておいて、おかわり用にとっておくとか、そういう配慮はされております。もちろんアレルギー除去食の生徒については、おかわりは禁止しておりますけれども、そういった配慮もしながら十分食べられるように配慮しているところでございます。

なお、御提案の試食会については、以前、武雄市にいた頃は、例えば、教育委員会で学校訪問するときに給食と一緒に食べたり、そういったことを私自身経験しておりましたので、

非常にいい御提案だなと思っております。ぜひ機会をつくって、そういう会ができればいいなと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

**○井上敏文議長**

9 番田中議員。

**○田中宏之議員**

よろしく願いいたします。

最後の質問に入りたいと思います。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の今後の活用についてです。

我が町では、国から交付された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を活用して、約3,200万円の元気クーポン券事業が1月臨時議会にて上程され、全員賛成で可決しました。

この交付金については残り1億3,000万円程度あると思いますが、その活用をどのように考えられているのか、お尋ねします。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今回の議会の冒頭で申し上げましたけれども、昨年末の国の補正予算成立を受けまして、江北町としては、今回の物価高騰対策、考え方の一つには、適切な時期に適切な支援をやりますということと、物価高から町民を守るという観点で、町民の暮らしを守る、健康を守る、産業を守る、そして、学びを守るという4つの柱に沿って今後も物価対策を取っていききたいと申し上げたところであります。

1月の臨時議会では、第11弾となります元気クーポン券、それと、配食サービス利用者の価格高騰分の肩代わり、それと、令和8年度の当初予算では、水道料金の基本料金の減免と、各種検診、また、予防接種等の無償化ということで実施を予定しております。そのとき申し上げましたとおり、やはり産業を守るということがまだ今できておりません。今回、県のほうもいろんな支援策をされるということなので、それもしっかり見させていただいて、有効な支援策ということをやらせていただきたいと思っております。

以上です。

**○井上敏文議長**

9 番田中議員。

**○田中宏之議員**

次の質問前に画面を切り替えてください。

(パワーポイントを使用) これは2月2日の農業新聞のほうに載っていました。資材価格が過去最高になったということですね、農業資材が。その中でも肥料等が一番上がっていますね。これはそれをグラフにしたところです。

このことを踏まえて、昨年12月26日、佐賀県農政協議会みどり地区支部の皆さんたちが、重点支援地方創生臨時交付金を活用した生産資材高騰対策について、要請のため来庁されたそうですが、そのことについて町としてはどのように対応されるのか、お尋ねしたいと思います。

**○井上敏文議長**

答弁を求めます。地域づくり課長。

**○地域づくり課長（宮本大樹）**

田中議員の御質問にお答えします。

佐賀県農政協議会におきましては、交付金の活用について、県及び県内全市町を要請活動に回られております。本町には、JA杵島地区の理事、生産組合長会の会長、女性部・青年部の部長、杵島支所長、営農経済センターのセンター長さんが要請に来られました。

要請内容は4点でありました。1点目が、全般的な生産資材価格の高騰・高止まりに対する支援を行ってほしいということ、2点目が、A重油価格高騰に対する支援、これは施設園芸に対する支援ということでありました。3点目に、配合飼料価格高騰に対する支援、これは畜産農家に対する支援ということでありました。4点目に、大豆生産者への支援。これにつきましては、米の価格が高騰したということで、米と大豆の収入差が非常に開きが出たということで、産地維持のための支援をしていただけないかと、おおむね4点の内容でございました。

要請に応じて県のほうでは、2月の補正予算で、農林漁業全体への燃料費の高騰支援として4.2億円、これについては施設園芸のほうも含まれているということでありました。それと、畜産農家に対する配合飼料価格高騰支援3.1億円が計上されているということです。

このことを受けまして、町としては、県の支援内容等を精査し、例えば、県の支援が届かないところであるとか、あとは、農産物の価格状況を踏まえた支援を検討したいということ

で、農業を守る活用を行う考えであります。

以上です。

**○井上敏文議長**

9 番田中議員。

**○田中宏之議員**

では、特別、町独自でどんなことをやるということはまだ決まっていないということですかね。

昨年、令和7年産の米はえらく高くなったように皆さん方もお考えかなと思います。ただ、農家の者として言いますけど、果たしてそうだったかなと思います。実際、私が農業を始めて約50年になります。ほとんどその頃からお米の値段というのは変わっていないんですよね、実は。幾らか上がったかとは思いますが、私が二十歳の頃から大体60キロ2万円前後はしていたんですよね。ところが、昨年、急激に上がったわけです。本来なら、徐々に徐々に徐々に上がってきていたら、別に消費者の皆さん、マスコミもあそこまで取り上げることはなかったと思います。生産資材だけはずっと確実に上がってきています。だから、今そういうふうな農業を取り巻く環境だから、後継者がいなくなってしまうわけですよね。今ほとんど後継者も減ってきております。

昔は米が流通の基本だったんです。村の行事ごとなんかあったときは、会費として米を集めていましたよね。そして、買物にも行ったり、行事を行ったりした時代もありました。それだけ米が重宝されていたんです。ですから、田んぼを2町ぐらい持って米を作っていれば、十分に家族が生活をできていたんです。しかし、そのお米が何十年も価格が変わらなかったものだから、農家の跡取りにも農家を継げとかなかなか言えなくなったわけですよね。ですから、その跡取りの人もまちのほうに仕事に出ていき、そうしてどんどん後継者不足になり、農家の数が減ってきて、要するに、村から若者が消えていってしまったわけです。そのことが、村がなくなり、ひいては今言われるように町が消滅してしまうとか、そういうところにつながってきているんじゃないかなと私は思うわけです。ですから、やはり農業を大事にしていきたいです。ヨーロッパではこれでもかというような保護政策をやっております。やはり我が国——あんまり国のことを言ったら大きくなりますけど、やっぱりもっともっと行政は農業に力を入れてやっていてもらいたいと思います。

それを頭に置きながら、他のまちがどんなことをしているか、私調べてみましたので、画

面を切り替えてください。

(パワーポイントを使用) 実は、重点支援交付金を活用した生産資材高騰対策に、県内県外50か所ぐらいの資料を一応もらいました。その中から抜粋して私が調べたものを紹介していきたいと思います。

まず、佐賀市の農業経営収入保険制度加入支援事業ですけど、普通、一般の農家の方は共済事業の保険に加入されています。共済は単独で補償をする保険でありますけど、この収入保険というのは、確定申告後に年間の農業収入がどうだったかということを保証する保険であります。その保険について、佐賀市の場合は令和6年度の新規加入者に限り、保険料の8割、上限10万円ですが、支援を行い、総事業費は340万円ということでした。

次に、同じく佐賀市ですけど、スマート農業推進事業ですね。事業費総額は4,300万円程度ですが、これは我が町でもやっており、トラクターや田植機の自動操舵機器の補助ですね。基本2分の1補助ですが、中山間地でRTK移動式基地局を使用する場合は4分の3の補助になるそうです。もちろん補助の上限や条件はあるようですけど。

次に行きます。

これは担当者に内容を確認して調べたものです。

次に、多久市の農業用廃プラスチック適正処理費補助金事業ですけど、11万円ですが、これは処理費の値上がり分、キロ当たり5円を国の交付金で賄った分で、もともと独自で以前から処理費3分の1は補助をしていたということでした。今回は、30万円を多久市で、11万円を国の交付金で充てたと説明がありました。

次に、基山町の農業協同機械利用組合等支援事業120万円ですけど、これは農業協同機械利用組合等を利用する農業者の負担を軽減するため、電力・燃料費の一部支援で、1団体当たり40万円の補助を行ったということで、今回は国の交付金を充てたが、ここも多久市同様、以前から町単独で支援はしていたということでした。

次、県外に入っていきます。

県外に目を向けていきますと、福岡県の古賀市ですが、ここは農業用資材等高騰対策農業者臨時支援事業ということで、肥料、農薬、農業用資材等の高騰分の2分の1を補助して、事業費総額が1,175万円ですが、全て国からの交付金で賄ったということでした。

続きまして、福岡県で久山町では、水稻農業物価高騰対策支援事業で、水稻作付けに必要な肥料、農薬、除草剤等の経費の一部を作付け面積に応じて1アール当たり5,400円で、総

事業費は513万円を補助したということでした。ここも令和3年から補助を始め、コロナの交付金があるときはそれを充てていたそうです。あとは町の単独事業で予算を組んだと話されておりました。

続きまして、福岡県築上町ですが、物価高騰対策農業者支援金支給事業では、農業経営の安定化を図るため、認定農業者等に一律5万円を支給し、総額560万円の補助を行ったそうです。ちなみに、認定農業者の方に、こういう補助がありますよということで、どうしますかと聞いたところ、112人の農業者が支給を受けられたと伺いました。

続きまして、長崎県の対馬市の場合は、肥料価格高騰対策事業で1,800万円の予算を組んでいましたが、実際には1,300万円を農業者に助成したということでした。217件が対象で、コロナのときから支援をしているということでした。

続きまして、同じく長崎県の波佐見町では、農業経営物価高騰対策支援事業で、農業用機械の導入時の一部、100万円の3分の1を上限に、ただし、認定農家はさらに5%上乗せで補助をしたそうです。この表では450万円になっておりますが、これは国からの交付金のみで、実はその前から町独自でこの補助はしており、当初300万円ぐらいの予算を立てておりましたが、あまりに希望者が多く、300万円の補正を組んでも足りないところに国からの交付金があり、実際のところ、1,050万円の支援事業になると話されておりました。

次に、熊本県菊陽町では、農業資材等物価高騰対策事業で、耕種経営体に10万円、畜産経営体に20万円を支給し、総額2,100万円の給付になっております。

最後に、大分県大分市と佐伯市の場合は、認定農業者肥料等価格高騰対策事業で、認定農業者が肥料を購入するとき、3分の1を支援し、総額、大分市で2,200万円、佐伯市で1,157万6千円を支援したと話しておられました。

今いろいろ、県外、県内を紹介しましたが、どうですかね、町でこういうことをやってみようかなと思うようなことはありませんか。答弁をお願いします。

#### ○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今回の田中議員の御質問、私は大変感服をいたしました。先ほどから、eスポーツも含めてですけど、よくお会いしているのに、いつの時間にそんなに調べられているんですかというぐらい、大町町の美郷に行ってはeスポーツを見、また、小学校に行っては実際給食を見、

そして、さらには今いろんな事例を御紹介いただきました。

やっぱりこの価格高騰、物価高、もちろん我々役場の職員も実感はしています。いつも行っている飲み屋の値段が高いとか、買っているものが値段が上がったとか、場合によっては、いつも食べている食堂の量が減ったとか、いろいろあるんですけども、先ほど田中議員がおっしゃった、農業についてのこれまでの経過とか現状を基にした今回の、これだけいろんなことを調べていただいたのに比して、果たして我々がどれだけ、それを超えるぐらい、我々はプロなものだから、情報収集をし、具体的な事業につなげていくということができているだろうかということ自ら反省しました。

公務員というのは、毎年人事院勧告があって、去年と同じ仕事をしていても自動的に給料というのはずっと上がっていくんですね。だから、やはり今回、田中議員がおっしゃったような、そういう実際の町民の皆さんの実態というのが多分、実感なき仕事を我々はしてやしないだろうかと思います。どうせ給料は自動的に上がっていくし——定期昇給とは別ですよ。ベースアップするわけだからですね。もちろん定期昇給もする。だって、同じもらうなら、なるべくしないほうがましだということはあることだとは思いましたし、私は逆に、それだけ身分が保障されていたり、処遇がきちんと担保されているというのは、自分の生活をそんなに心配する必要がないので、そういう時間を、やはり町民の皆さんのそういう実感に寄り添うためにこそ、町の公務員というのは多分、身分も保障されて、処遇もされているんだろうと思うんですね。ですから、それを、どうせもらう額は一緒だからということじゃなくて、そういう保障をされているから住民の皆さんに寄り添うことができるんだと。そうしないと、自分の生活がままならないのに、なかなか仕事が手につかないとか、人の世話ももちろん仕事でする必要があるけど、自分の暮らしがと言い出すとなかなかできないからですね。だからきちんと守られているんだという意識を改めて持つ必要があるなと思いましたが、先ほどいろいろ御紹介いただきました。その中のこれをやりますとここでは言えませんが、やはり今回御紹介いただいた情報量を超えるような情報を我々はしっかり収集をして、対策を取らせていただきたいと思います。

今回、必要な時期に必要な支援をやりますと言いましたけれども、これが、やっていない言い訳ではない、本当に必要な時期に必要な支援ができるようにさせていただきたいと思えます。

以上です。

## ○井上敏文議長

9 番田中議員。

## ○田中宏之議員

ぜひやってください。期待しております。

もう一度画面をお願いします。

(パワーポイントを使用) これは私たち産業厚生常任委員会で北海道の新十津川町に研修に行ったときの資料ですけど、12月議会で委員長報告でも幾らかされたと思いますけど、物足りなかったの、ちょっとだけまた私が補足をしたいと思います。

新十津川町はスマート農業の取組に対して、ここはそれこそ町単独でやっているんですよね。なぜかといえば、ここは集落営農がないんです。大体、集落営農に平成30年ぐらいからほとんど補助が、国からの補助、県からの補助が偏ってしまったわけですね。ですから、集落営農がない新十津川では町で補助をせざるを得ない状況だったので、町が単独でやっているわけです。

平成30年に第1弾、GPSの田植機、それから、令和元年に農薬散布用のドローン、第3弾が令和3年に自動操舵補助システム、それから、令和5年に自動運転機能つきトラクター・田植機・コンバイン等の補助をしています。ここに金額が載っておりませんが、私が持っている資料には、2年間で町単独で補助をした額は8,000万円を超える、そのような補助もやっているわけです。

そういうふうな自治体もあるということを御紹介したいと思います。

何で私が今ここまで農家に補助をお願いしているかというのは、実は今年から麦価、麦の値段、麦の交付金が、前回3年前も下がって、今回もまた下がったわけですね。これは3年間また続くわけですよ。3年間ずっと見直していきますからね。そんな中、8年産、今年のお米は間違いなく下がります。実際今あんまり動いていないんです。ですから、7年産のを高く入れた商社はやっぱり損をしてでも出していきますし、農家もまた、8年産の米はやっぱり7年産の反動が来るんじゃないかと思います。

また、そういった中でも、だからといって、農産物の値段が下がったといって、別に生産資材、肥料、農薬、それから、今心配しているのが燃料代。今、中東で大変なことになっておりますので、これも恐らくびっくりするように上がってくるんじゃないかと思います。そういったことも踏まえて、ぜひ今後、農業者から町のほうにお願いに来たときにはしっかり

と前向きにやってもらいたいと思います。

あと、先ほど町長から前向きな答弁をもらっていますので、答弁はいいですけど、あと、御報告ですけど、いいですか。実は、今年の麦はカモの被害が随分少ないんです。それは、一つはやっぱり地域づくり課が補正を早めにして、12月いっぱい資材を配ってもらったから、早めに手当てができたわけです。ですから、その効果はあったかなと思います。しかも、今度、今まで資材を2メートルの、被覆したのをやっていたけど、今回は、去年は4メートルの鉄柱を配ってくれたんですね。被覆したのはやっぱり弱いんですよ。あれはひもをこう引っ張っていたら、筋を引っ張ったとき折れたりしよったですけど、やっぱりあそこら辺の判断もよかったかなと思います。やっぱりこれは、カモ対策をして、町長になってから10年ぐらいありますけど、今年初めて——初めてと言うといけないですけど、大変効果があったなと思いました。これはやっぱりいろいろ、地域づくり課も考えてやってもらっているかなということをつくづく感じたところでございます。

**○井上敏文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

前半というか、今日は田中議員の気迫に我々執行部は負けているなど。情報量も、やっぱり足で稼ぐ量もとさっき言っていたところでした。最後に少しだけお褒めいただいたので、地域づくり課も浮かばれたんじゃないかなと思いますけど、一般質問の中でもジェットコースターのように上がったり下がったりしていますけど、ずっと上がり調子で、ちょっと冗談めいて言いましたけれども、やはり足らざるところがまだまだあるなということを改めて思いましたし、江北町が農業の町であることは間違いありませんし、しっかり産業を守ると、農業を守るということで、物価高対策も取っていきたいと思います。

以上でございます。

**○井上敏文議長**

9番田中議員。

**○田中宏之議員**

ありがとうございます。とにかく、農業が寂れてしまえば町も寂れてしまいます。そのことだけは言うておきます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○井上敏文議長

9 番田中宏之議員の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程の一般質問は終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

なお、一般質問2日目は明日午前9時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時47分 散会